

平成26年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成26年11月6日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 4時28分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

認定第 1号 平成25年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

平成25年度一般会計歳出（3民生費～9消防費）

閉議宣告

出席委員（17名）

委員	谷口隆徳君	委員	喜多武彦君
委員	大西陽君	委員	村上緑一君
委員	渡辺英次君	委員	谷守君
委員	松ヶ平哲幸君	委員	岡崎治夫君
委員	遠山昭二君	委員	山居忠彰君
副委員長	十河剛志君	委員	出合孝司君
委員	国忠崇史君	委員	井上久嗣君
委員長	粥川章君	委員	斉藤昇君
委員	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君
市立病院事務局長	三好信之君	市民部次長兼 税務課長	法邑和浩君

保健福祉部次長 兼福祉課長	田中寿幸君	こども・子育て 応援室長	藤森裕悦君
健康長寿推進長 兼介護保険課長	得字繁美君	経済部次長兼 農業振興課長	金章君
国営農地再編推 進室長兼参事	紺野宏一君	建設水道部次長 兼技監 兼土木管理課長	半沢勝君
市立病院事務局 次長兼医事課長	村上正俊君	朝日総合支所次 長	長南広基君
環境生活課長	千葉靖紀君	環境生活課参事	原田政広君
こども・子育て 応援室参事	高木健史君	こども・子育て 応援室参事	佐藤洋子君
保険福祉センタ ー所長兼 成人病検診セン ター所長	平岡恵子君	畜産林務課長兼 バイオマス資源 堆肥化施設長	高木守昭君
商工労働 観光課長	井出俊博君	市立病院事務局 総務課長	加藤浩美君
経済建設課長	深川雅宏君	こども・子育て 応援室主幹兼 あけぼの子ども センター長	藪中洋行君
福祉課主幹	川原広幸君	介護保険課主幹	青木秀敏君
保健福祉センタ ー主幹兼 成人病検診セン ター主幹	政田祐子君	保健福祉センタ ー主幹兼 成人病検診セン ター主幹	四ッ辻秀和君
農業振興課主幹	寺田和寛君	畜産林務課主幹	鶴岡明浩君
商工労働観光課 主幹	徳竹貴之君	土木管理課主幹	五十嵐智君
市立病院事務局 医事課主幹	池田亨君	経済建設課主幹	青木伸裕君
環境生活課主査	市橋信明君	環境生活課主査	竹中満君
こども・子育て 応援室主査	滝上聡典君	介護保険課主査	阿部淳君
保健福祉セン ター主査	川原淳子君	農業振興課主査	梶山賢一君
畜産林務課主査	上川学君	商工労働観光課 主査	藤田昌宏君

商工労働観光課
主 査 友 田 正 樹 君

土木管理課主査 中 井 康 寛 君

土木管理課主査 鈴 村 章 君

土木管理課主査 畑 山 司 君

経済建設課主査 田 上 泰 成 君

市立病院事務局
医 事 課 主 査 森 川 拓 也 君

教 育 委 員 会
教 育 長 安 川 登 志 男 君

監 査 委 員 吉 田 博 行 君

監 査 委 員
事 務 局 長 石 川 誠 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長 石 川 敏 君

議 会 事 務 局
總 務 課 長 淺 利 知 充 君

議 会 事 務 局
總 務 課 主 査 前 畑 美 香 君

議 会 事 務 局
總 務 課 主 事 樫 木 孝 士 君

(午前10時00分開議)

○委員長(粥川 章君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(粥川 章君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(粥川 章君) ここで副委員長と交代いたします。

○副委員長(十河剛志君) おはようございます。

それでは、昨日に引き続き決算審査を行います。

第3款民生費の質疑を行います。第1項社会福祉費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

民生費、社会福祉費の中で、私は交通安全指導員に限ってちょっとお聞きをしたいと思しますので、よろしくお願いたします。

昨日の各部長からの報告の中でも大崎部長が触れられておりました、交通安全運動推進事業として交通指導員を配置をしてということで、事故防止に努めたということでお話がありましたが、この中で、不用額の中で、交通安全指導員5名減による残ということで32万5,000円、不用額として出されているわけでありましてけれども、まずこのときの予算は42名のはずだったんですが、この5名減員となった経緯についてまずお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○副委員長(十河剛志君) 竹中環境生活課主査。

○環境生活課主査(竹中 満君) ただいまの松ヶ平委員の質問にお答えします。

平成25年度の42名から5名減の経緯についてですが、平成25年度予算における人数は42名で、内訳は、実数として指導員36名、うち教育隊兼務が3名、登下校4名、うち教育隊兼務が1名、新規採用予定者が2名、そちらのほうは指導員1名と教育隊1名を計上しております。25年度決算時は、支払いした実数は38名で、指導員32名、登下校4名、うち教育隊兼任1名、教育隊4名となっております。5名減の内訳につきましては、平成25年3月に2名の退任があり、新規採用予定者2名が応募がなく未補充、更に平成25年6月で1名の退任となりまして、5名の減となりました。

以上です。

○副委員長(十河剛志君) 松ヶ平委員。

○委員(松ヶ平哲幸君) 退任をされて、その後いらっしゃらなかったということで、担当課として退任された後補充の部分について、募集はどういう形でされているのでしょうか。

それと、もう一つあわせて聞きます。登下校時、子育て指導員の中にもそれぞれ役割があるようでありましてけれども、この5名減員となって、交通安全対策に影響というのは出なかった

ものなのでしょうか。そこをあわせてお伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 竹中主査。

○環境生活課主査（竹中 満君） ただいまの松ヶ平委員の質問にお答えいたします。

5名減に伴う募集をしているかということですが、年度末には市広報紙などで募集をしておりますが、全く反応がなく、その後、各地域や指導員などになり手がいないか相談をしております。ですが、なかなか見つからないのが現状であり、今年の3月にも募集をかけております。また、特に20代から50代の現職世代の応募がほとんどないのが現状であります。

士別市交通安全指導員設置規則第2条で、指導員定数は50名以内であり、本年10月末現在の指導員総数は37名となっておりますが、交通安全指導員の採用については、士別市全体の交通安全対策を考慮しながら継続して募集していきたいと思っております。

5名となったことで影響は出ていないかという質問ですが、活動に当たっては、市内の各地域、地区に指導員を配置しながら、登下校専任指導員及び教育隊にも役割を分担し、また各地区の自治会連合会や関係団体との連携により進めております。現状、地区による指導員の偏在も生じていないことから、交通安全対策に支障は来していないと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 5名減員になっても、実質上の安全対策については支障がなかったということなんですけれども、交通安全指導員の中でも相当細かに、内容によって分かれているというふうに伺いましたけれども、私ども、イベント時や何かで、駐車場とか交通の整理員で、制服着て、腕章されて担っていただいているんですけれども、ほとんど、僕ら単純にその交通指導員の方々にほとんどボランティアに近い状況でやっていただけるというふうに思っているんですけれども、交通安全指導員の役割といいますか、相当、この間のハーフマラソンでも警察の方と、一方では警備の方もお見受けしたかなと思うんですけれども、民間の警備会社による交通指導と、うちがお願いをしてやっていただいている交通安全指導員の役割といった部分で、大きな違いとあって差はあるのでしょうか。その部分ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○副委員長（十河剛志君） 竹中主査。

○環境生活課主査（竹中 満君） ただいまの松ヶ平委員の質問にお答えいたします。

交通指導員の役割についてですが、交通指導員については、士別市交通安全基本条例において交通安全指導員を置き、市民の交通安全を確保し、交通道德の高揚と交通安全運動の浸透を図るものとする。士別市交通安全指導員設置条例において交通安全指導員の職務は、まず一つが、街頭での歩行者の安全誘導、二つ目が登下校時における園児・児童・生徒の安全誘導、三つ目が交通安全教室等での教育指導、四つ目が市、全道、全国運動における交通指導、五つ目が市民参加行事における歩行者の安全誘導となっております。

民間警備会社との違いについてですが、警備業法により、指導員は車両の誘導ができないと

雑踏警備ができないとなっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） まとめますと、最後におっしゃったんだけど、うちの交通安全指導員は、俗に人のみと。車両の誘導というか、指示はできないということになるんですね。わかりました。

そういった中でありながらも、登下校時、交通安全教室等々も含めて、この交通安全指導員が担っていただいている役割は相当数あると思うんですけども、その5名が減っても支障はないということではあるんですけども、今後の交通指導員のあり方、ちょっと長期的に立ってどう行政として捉えて、今後お願いしようとしているのか、その基本的な考え方もあわせて、最後にお聞きをしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 竹中主査。

○環境生活課主査（竹中 満君） お答えします。

今後についてということですが、過去においては大量の交通死亡事故が発生した時代があり、ピーク時には、全国で年間約1万7,000人が犠牲となり、尊い命を失っております。当時、警察庁は、その対策の一つとして、事故の原因に基づいた主要道路や街頭、交差点などでの啓発を基本に進め、交通指導員は主要道路や交差点においての街頭での歩行者の安全誘導を中心に、あわせて通行車両の運転手に対し、安全運転を啓発する街頭立哨などの活動を実施してきております。当時と比較し、近年は年間の死亡事故者が大きく減少したことから、交通安全指導員に求められる役割も変化し、今後は交通安全モラルの向上を更に強化していくものとして、関係機関や団体、さまざまな業種と連携しながら、各年代ごとの体系的な交通安全教育や啓発を中心に取り組みを図りたいと思います。

士別市交通安全指導員は、街頭での歩行指導などを行う一般の指導員、園児・児童・生徒の登下校時に交通誘導を行う登下校専任指導員、交通安全教育と教室を専門に行う交通安全教育隊の3つにより編成しております。今後は、特に各年代ごと、交通安全教育、教室を行う交通安全教育隊の活動がより求められており、市としても教育隊を増員し、活動の場を広げていこうと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、老人福祉費の高齢者自立支援改修助成事業について質問をさせていただきます。

これは、いわゆる介護保険における要介護、要支援の、そういう認定の状態になる前の要介護状態の予防ということで、独自に住宅の改善等を助成するということの制度です。10万円が上限ということで、本人1割で、9割の9万円が限度額の助成ということになっております。これ、24年度から始まった事業かと思いますが、この25年度の決算を見ましても、24年度と同

様に270万円の予算を組んでいるわけですけれども、結果的には2年連続、思ったより利用が少なかったのかどうなのか、25年度において109万4,000円ほどということで決算となりまして、予算と非常に乖離した決算額となっております。この、思ったほど使われなかったのかどうなのかも含めて、予算と決算が大きく乖離した要因と、それとこの270万円という予算を積算した根拠を改めてお聞きしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 青木介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

本事業は、市内に在宅している高齢者が、下肢筋力の低下等により日常生活の動作に支障を来しているのか、転倒の危険性が高いと認められる方々を対象としたものでありまして、要介護認定で要支援、要介護の認定を受けた方々につきましては、介護保険制度により20万円の助成を受けられますけれども、それまでに至っていない方々を対象として救うために、平成24年度から市の単独事業として実施しているものでありまして、先ほど委員のお話もありましたように、限度額10万円で、その1割の利用者の負担をいただいている制度であります。対象工事としましては、手すりの取り付け、それから床段差の解消、引き戸への変更、洋式便器への変更などとなっております。また、本事業は先ほど申し上げましたように、24年度からスタートした事業でありますけれども、過去の介護保険制度の住宅改修を利用した方々の実績を調査する中で利用推計をしまして、270万円の予算を措置したところでもありますけれども、利用者からの申請、要望がどの程度あるものなのか、なかなかつかみ切れない状況でもありまして、25年度におきましても増額の予算措置としていたところでもあります。3年目である26年度につきましては、実績に基づきまして135万円の予算措置をしたところでもあります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 新しい新規事業ですので、やってみないと実績がどれだけ上がるかわからないというのもよくわかりますし、かといって、余りにも少なくて途中で補正をするというよりは、ある程度余裕を持って予算組みをされたとは思うんですけれども、そうはいたしましても、24年度に同じ270万円で、半分以下の117万円の実績しかなかったところを、25年度も同じく270万円予算を組みました。ということは、これは24年度より新しい制度ができた2年目の25年度に、それなりにこの事業が更に拡大していきたいと、周知も含めて市民の方に多く利用していただきたいという思いもあって、私は同額の270万円の予算を組んだのではないかなというところも正直言って思います。でも、結果的には24年度よりちょっと減るぐらいの決算で終わってしまいましたので、そういった面におきまして、この事業に対する市民の周知というのがちょっと不足気味だったのではないかなという気がいたしますけれども、その辺に対してどうお考えでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

事業の周知の状況についてでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、自立した方全ての高齢者を対象としているものではなくて、下肢筋力の低下などにより日常生活に支障がある方、転倒の危険性が高い方などを対象としていますことから、窓口などでの相談により対応をしているところでありまして、本人や御家族、それから市の窓口での相談の際や、包括支援センターなどが訪問した際に、制度の内容などを含めて周知している状況ではあります。また、介護サービスや高齢者の総合相談窓口として、在宅介護支援センターとして、市内3カ所を設置しているところでありまして、社会福祉協議会、それから医療法人三愛会、朝日の福祉会が運営しているところでありまして、介護サービス利用者はもとより、在宅高齢者へのさまざまな相談に対応できる体制をとっておりまして、高齢者の自立支援住宅改修事業の相談があった際にも、対応していただける体制となっているところでありまして。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 周知はそれなりにしているということなのでしょうけれども。

1点ちょっと確認したいんです。これは市独自の制度ということで10万円が限度で、その後、要支援・要介護状態になって、場合には、いわゆる国の制度である介護保険によって上限20万円ということでは使えるんですが、これ10万円を利用すると、要介護状態、要支援状態になったときに新たに20万円という枠ではなく、さきに使った、例えば上限10万円使った場合は、残りの10万円を介護保険の制度で利用できるという形とお聞きしていますが、それでよろしいのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） 介護保険制度の20万円限度となっております。この自立住改を使われた方につきましては、その10万円を介護保険の限度額の一部とみなしまして、再度利用される場合につきましては、例えば10万円を使用したということになりますと、その10万円を引き継ぎまして、介護保険の制度の中で使用するときには、残りの10万円を使用していただくというような形にしております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、これ独自のいわゆる介護保険、要支援・要介護状況になる前の支援制度ということで、実は本州のほうですとか、首都圏が中心なんですけれども、同じような独自の支援制度をやっている自治体もございます。そちらは介護保険と同じく上限を20万円にしているんです。これ、土別の場合10万円ですから、10万円やって、その後要支援状態等になった場合には残りの10万円、2回に分けて改修をしなければならないという可能性もないとは言えないと僕は思うんです。それでしたら、これだけ予算が余っていると言ったら失礼ですけども、予算の3分の1強ぐらいで終わっていますので、場合によっては、その独自制度を介護保険、他市がやっているように上限を20万円にすることによって2回に分かれてやるとい

うようなことが仮に面倒と言ったら失礼ですけれども、そういうことをちゅうちょする状況になって、結果的に介護保険を利用するまでこの制度を使わないというようなことがあったとすれば、非常に使いづらいということがあるのではないかなという部分も少し考えます。

それで、そんなことがあったのか、なかったのか。他市のように介護保険と同じく上限を20万円に統一するというような引き上げの検討も、過去あったのか、なかったのかをお答えいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

介護保険の住宅改修の関係と、自立の住宅改修との関係ですけれども、本制度の申請される方の状況に応じて必要となる手すりの設置などの改修を行うことで、長く在宅生活を可能とすることを目的とした事業でありまして、先ほども言いましたけれども、24年度から現在までの費用、改修の実績なんですけれども、平均で約9万円程度と、比較的費用は高くない状況になっております。また、申請される方の身体状況などに合わせまして、必要な方々には要介護認定の申請の勧奨を行う中で実施しているものです。自立されている方につきましては、本制度の限度額10万円を使用していただくということと、あとは介護認定を受けられた方については、制度の中の20万円を限度とした住宅改修を行うとともに、必要となってくる在宅サービスなどの利用が必要な方々については、そういった適切な介護サービスが利用できるように対応しているところでありまして、影響は少ないものと判断しているところでありますけれども、この制度が本年3年目ということでありますので、この間の実施状況とかを検証する中で、制度の充実に向けて、ほかの地域で実施している取り組みなんかも参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ、実質この制度が平均9万円ぐらいで済んでいるということですが、仮に上限を20万円にしても、9万円ですむ人は9万円という金額なんですよね。ですから、これはもう合わせて、例えばされるのであれば、要支援状態の前でも20万円近くかけてきちっとされたいという人がいれば、それを要支援・要介護になるまで2回に分けてやるなんていうことがないように、使いやすいように、今支援の拡大を含めて検討していただけるということなので、ぜひ次年度に向けて検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。齊藤 昇委員。

○委員（齊藤 昇君） 社会福祉費の中で、桜丘荘費について質問したいと思います。

成果報告書では、25年度の延べ人数入所者1,199人となっておりますけれども、定員が100名でありますから、ほぼ年間通して満杯の状況だと思うんですが、年間どの程度の新しい入所者が入る、入れかわりというのはどのぐらいあるのか。更に、入所したいけれども入れない

という入所待機者はどのぐらいいるのか、お聞かせください。

○副委員長（十河剛志君） 阿部介護保険課主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） お答えいたします。

入所者の実績についてであります。平成25年度の新規の入所者数につきましては19名です。そのうち桜丘荘に入所された方が11名、その他市外の措置施設に入所された方が8名です。入所相談件数につきましては、平成25年度で52件ありましたが、そのうち入所申請された方は36名おりました。待機の状況についてなんです。今現在の待機者でお答えさせていただきたいのですが、今現在の待機者については20名の方が待機している状況にあります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 財源の内訳でありますけれども、その他が5,600万円となっておりますけれども、これは入所者の負担金だと思うんだけど、そういう理解でいいのかということ、それから、入る人の負担金、生活保護基準より低い人というのはどのぐらいお入りになっているのか。大体年金の人が多いと思うんだけど、所得の低い人でどのぐらいか、あるいは高い人でどのぐらいの人がいるのか、この際承っておきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） お答えいたします。

財源についてなんです。5,600万円の財源は、桜丘荘の入所者の利用料、それからそれ以外の親族の方の扶養義務者の負担金ということで5,571万5,000円、そのほかに職員の給食費でありますとか、介護認定調査の委託料、それから自動販売機の設置使用料、合わせまして5,596万6,000円ということになっております。

保護基準以下の方、それから収入の高い方というお話がありましたが、ちょっと人数については把握しておりませんが、この施設、養護施設といいますのは、その方の収入で入れる施設になっております。ある収入以下につきましては、本人の利用料はゼロ円で入れるということになっておりますので、例えば保護基準以下の方であったとしても、この施設に入所することが可能な施設ということになっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、どのぐらいの所得があるかということは、皆さん方はつかんでいないはずですね。そうでなかったら、使用料をとるのか、とらないのかということもあれですから、だから、生活保護基準以下の人というのは何人ぐらいで、それは市から直接桜丘荘に支払われるというふうになるんですか。生活保護の人だよ。

○副委員長（十河剛志君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） 生活保護基準といった部分についてなんです。入所されている方の大半といいますか、ほとんどの方については老齢基礎年金を受給されている方でして、

毎年一年に一度、その人の収入状況につきましては調査をして、その人の収入状況に合わせて利用料については算定しているところです。その方の利用料の部分のお話があったと思うんですが、その設定された利用料を本人のほうに通知をいたしまして、その金額によってお支払いをしていただいております。利用料とは別に措置費というものは、市のほうから措置施設に対してお支払いをしている状況にあります。

以上です。

(発言する者あり)

○副委員長(十河剛志君) 阿部主査。

○介護保険課主査(阿部 淳君) 保護基準以下の人数ということなんですが、今、資料を用意しておりませんので、後ほど、資料を見てお答えしたいと思います。

以上です。

○副委員長(十河剛志君) 斉藤委員。

○委員(斉藤 昇君) 保護基準以下ということはあるですか、これは入所者に1回お金がいくということなんです。生活保護、結局保護基準の中でも、入所料だけではなくて、いわば生活していくための費用なんていうのも入所者には要るわけでしょう。服を買ったりとか、そういう費用というのはどういうふうにして、生活保護基準以下の人たちにはどういうものが支給されるようになっているんですか。お金が直接本人にいくというふうになっているんですか。

○副委員長(十河剛志君) 阿部主査。

○介護保険課主査(阿部 淳君) 生活保護基準以下の方について、その方にその利用料といいますが、その分をお支払いするというのではなく、その方の収入に応じまして利用料を設定しているのです。例えばなんです、年収が27万円以下の方であれば、桜丘荘、養護施設の措置費用についてはゼロ円ということになっておりまして、その方の年収に応じてその方が支払える金額で、利用料については設定させていただいているところです。あと、被服費といまして、4月1日現在に入所されている方につきましては、市から施設に支払う措置費の中で、被服費加算ということで、1人当たり1,000円ということで加算額をお支払いしているところです。

以上です。

○副委員長(十河剛志君) 斉藤委員。

○委員(斉藤 昇君) 生活保護だったら普通あれでしょう。入っていないければ、本人、斉藤昇なら斉藤昇に生活保護費がいくわけですね。利用料はその中から、市から直接払うということになるわけですかということを知っているんです。桜丘荘に市の福祉費から払うことになっているのかどうかということなんです。

○副委員長(十河剛志君) 阿部主査。

○介護保険課主査(阿部 淳君) 本人の利用料と、それから施設に払う費用というのはまたちょっと別でして、本人1人当たりには払う措置費というのは市のほうから施設のほうに支払うんですが、利用料というのはその人の収入に応じて決定するものですので、例えば保護基準以下の

人であれば、その方が支払える年収で支払っていただいている状況にあるのですが。直接本人が払う金額というのは、その人の払える設定で利用料を決定しています。

利用料と措置費というのはちょっと別でして、措置費というのは1人当たり幾らというのが明確に決まっているものなんです。その人の収入が幾らとかいうことが関係なく、措置費というものは1人当たり幾らというふうに、施設側のほうで設定するものなんです。利用料はそのうちの一部ですね、措置費の中の一部として、利用者本人から、本人の利用できる範囲でいただいているものというふうになっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 生活保護費というのはあれでしょう、本人の口座に振り込まれるわけですか。そしてその中からいわば利用料といいますか、それを徴収すると、こういうシステムになっているんですか。

○副委員長（十河剛志君） 川原福祉課主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） お答えいたします。

生活保護を受給している方が、養護老人ホーム桜丘荘に入所した場合には、医療扶助の適用、病院に係る費用が必要でない方につきましては生活保護が廃止となります。生活保護をもともと受けていたとしても、施設に入所した段階で、御本人さんの収入額、これに応じた負担金が桜丘で徴収されるという形になっておりますので、基本的には生活保護は廃止となる形になります。

以上です。

（発言する者あり）

○副委員長（十河剛志君） 川原主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） お答えいたします。

御本人さんの収入額に対しての桜丘荘費の負担金につきましては、収入全額が徴収されるわけではありません。したがって、本人の手元にお小遣い程度の収入が残りますので、日用の生活用具につきましてはそれでもって対応する形になります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

（午前10時40分休憩）

（午前10時45分再開）

○副委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。川原主幹。

○福祉課主幹（川原広幸君） まず、生活保護を受給していた方につきましては措置費負担金等の流れについて説明させていただきます。

例えば、収入が月に2万円しかない方が、居宅において生活保護を受けられていた場合につきましては、その方が桜丘荘に入所となりますと、先ほども言いましたけれども、原則生活保護は廃止となります。この2万円の収入につきましては、桜丘荘措置費の基準によりますと、負担金はゼロという形になりますので、この御本人さんの収入全部が自由に使える金額というふうな形になりまして、措置費の負担金はないという形になります。措置費につきましては、市が全額桜丘荘のほうに支払うという形になっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） 先ほどお話のありました保護基準以下の人数ということなんですけれども、26年4月1日現在の数字でお答えさせていただきたいのですが、生活保護基準以下である方、そうなるであろうと思われる方も含めますと93人、そういった方が市内の桜丘荘を含め、市外の施設に入所されている現状にあるということです。

以上です。

（発言する者あり）

○副委員長（十河剛志君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） ただいまの生活保護費の関係での御質問でありますけれども、今、例えて月額2万円という場合で、在宅であれば生活保護の支給の対象者ということでありましてけれども、これ年間にいたしますと24万円ということになります。ただ、施設に入所された段階で保護廃止ということになりますので、今度施設入所の個人負担金が幾らになるかという部分になりますけれども、市が規定しております老人福祉法第28条の規定に基づく士別市費用徴収規則というものがございます。これに基づきまして、例えば年間の収入がゼロ円から27万円までの方については、費用の負担はゼロということになっております。ということであれば、今、例で申しあげました年収24万円ということになりますので、この方の入所時の負担はゼロということになります。ですから、24万円については御自分の服を買ったりですとか、おやつを買ったりですとか、そういった小遣いに利用できるということになります。ただ、利用料はゼロ円ということにはなっておりますけれども、施設に入所するに係っての費用がかかります。その費用については、措置費として市が責任を持って施設のほうにお支払いするというような仕組みになっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、生活保護基準以下の人がどのぐらいいるかという、何人と言ったつけ。

○副委員長（十河剛志君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） 93人です。

桜丘荘以外の施設に措置している方含めて、士別市内全員の措置者数で93人です。

(発言する者あり)

○副委員長(十河剛志君) 阿部主査。

○介護保険課主査(阿部 淳君) 桜丘荘の保護基準以下の方については86名です。はい、100名のうち86名、そうっております。

以上です。

○副委員長(十河剛志君) 斉藤委員。

○委員(斉藤 昇君) そうすると、この方たちというのは、年金はどのぐらい、個人差はあるだろうけれども。その年金の部分は小遣いとして全部個人が使えるということになるんですか。

○副委員長(十河剛志君) 阿部主査。

○介護保険課主査(阿部 淳君) その人の収入に応じてなんですが、費用徴収基準にあわせてまして、その方の収入に対してこの基準を使いまして利用料を設定しておりますので、先ほど説明した27万円以下の方については利用料はゼロ円になりますし、27万円を超えて28万円の方は1,000円というようなことになっておりますので、その差額分については本人が自由に使えるお金というふうになっております。

以上です。

○副委員長(十河剛志君) 斉藤委員。

○委員(斉藤 昇君) 26年度から指定管理者制度が導入されましたけれども、これは今まで市が直営でやっていたときとどういふ変わり方がしたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○副委員長(十河剛志君) 阿部主査。

○介護保険課主査(阿部 淳君) 26年から指定管理になっておりますが、この老人ホームの入所措置の基準につきましては、老人福祉法11条で定められておまして、指定管理になる前の、市が実施していたものと、それから指定管理になった以降については、入所措置の基準というものは変わっておりません。

以上です。

○副委員長(十河剛志君) 斉藤委員。

○委員(斉藤 昇君) 市が直営でやっていたときと、それから指定管理者になってからの費用というのは、どのぐらいの差があるものなんですか。

○副委員長(十河剛志君) 阿部主査。

○介護保険課主査(阿部 淳君) 本人の利用料につきましても、老人福祉法の中で決められている部分と、市のほうで定めている費用設置基準において運用しておりますので、本人の利用料については変わりはありません。ただ、措置費につきましては、民間と、それから公的機関がやる部分というところでは少し差がありますので、ちょっとそこについては申しわけありません、資料がないのでお答えすることはできないのですが、ある程度の……

(「経費」の声あり)

○副委員長(十河剛志君) 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 施設全体の運営費についてのお尋ねだというふうに理解しますけれども、昨年度指定管理に移行する前に御説明させていただいたところでありまして、移行前の収入につきましては、約1億9,100万円というような状況になっておりまして、支出につきましては2億6,900万円ということで、この中でいきますと、約7,800万円ほどの赤字経営というような状況になっておりました。ただ、今回、26年度からの指定管理に向けて、指定管理者側から収支計画を出していただいた中では、収入については1億9,300万円程度、そして支出につきましては2億2,600万円ということで、差し引きで3,300万円ほどの赤字というようなことで、約4,500万円ほどの改善が図られたというような状況になっております。現在、その運営の進行状況でありますけれども、3,300万円の指定管理料の中で、この年間の運営は賄っていただける状況にあるというふうに捉えているところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 以前にも聞いたことあると思うんですけども、やはりその直営でやっているとき、それから見たら、主にメスを入れたのは人件費だろうと思うんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。それだけ指定管理になってから桜丘荘の経営は窮屈になっているから、人件費なんかも相当低いところに抑えられているのかどうか、この点の経営面での直営と、それから委託の関係、指定管理の関係でどうなっているのか、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

○副委員長（十河剛志君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 今御指摘の中にもありましたけれども、確かに人件費につきましては、公設の時代と指定管理、民間に移行したという部分におきましては、当然民間の賃金体系の中で職員も働いていたというようなことでありますので、そういった部分での人件費の減というものは生じているところであります。ただ、この人件費だけでなく、維持管理等の経費につきましても、民間努力によりまして節約等も取り組んでいただいているということで、その効果は出ているのかなというふうに思っております。ただ、この指定管理につきましては、単に経費を削減するというのが第一義的な目的ではありませんで、民間のノウハウを活用しながら現行のサービスの水準を下げないように、更に質の向上を目指していくことを目的に、この指定管理に移行したというのが大きな目的になっております。

そういった意味では、職員の資格取得につきましても、25年度末におきましては、職員21人中介護福祉士が7名というような状況でありましたが、現在、26年10月1日現在では12名の方が介護福祉士の資格を取得するというようなことで、職員の質の向上を図っているところであります。更に、今年度、9月まででありますけれども、11回の職員研修を実施しておりまして、入所者へのサービスの向上が図られるよう鋭意取り組んでいるところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、直営でやっていたときと、指定管理になって変わったところ。よく変わったところ。改悪はされていないと思うんだけど、それはどんなところが具体的に変わったんですか。

○副委員長（十河剛志君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 大きく変わったところというのはなかなか具体的に言葉では表現しにくいところでありますけれども、入所者さんのお言葉ですとか、職員の面接の際に、施設全体が以前よりも明るくなったとか、対応も優しくなったとか、そういったお言葉は聞いておりますので、施設全体の運営にも前進が見られているというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それから、入所した後に、入所者に対する制限なんかはあるものなんでしょうか。例えば、新聞が読みたいなら読みたい。けれども、それらについては読まないようにとか、あるいはやめたほうがいいのではないかとか、そんなようなことが聞こえてくるんだけど、そういう点はどういうふうにお考えでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） 入所者に対する制限というお話だと思いますが、施設においての共同生活をするための決まり事はございますが、例えば本や新聞といった話でありますと、個人で購読すること、それから個人が購入するものについて制限等はございません。ただ、本人の、利用者の状況によりまして、自己判断に支障を来しているような方につきましては、新聞、それから雑誌に限らず御家族、御本人、それから担当の介護士、それから施設長を交えてお話をする場合もありまして、施設側で経費がかかるためということもあります。

以上です。

（発言する者あり）

○副委員長（十河剛志君） 阿部主査。

○介護保険課主査（阿部 淳君） 入所の制限というものはありません。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 田中保健福祉部次長。

○保健福祉部次長（田中寿幸君） ただいまの御質問の中の新聞の購読等々についてでございますけれども、今、阿部主査のほうから御説明いたしましたとおり、一向に個人的に新聞をとられるということについては、制限をしていないところであります。ただ、指定管理前の直営の場合も、共同生活ということもございますので、一定の部屋の使い方ですとか、消灯時間だとか、そういった部分の決まり事という部分については守っていただくというような取り決めになってございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 齊藤委員。

○委員（斉藤 昇君） そうというような話も聞こえて、漏れてきているわけだから、指定管理者ともよく話し合っ、やはり入所している人たちの立場に立って対応して、本当に桜丘荘なり、特養なりというのは、入っていても過ごしやすいと、そういうふうと言われる施設により一層発展していくように努力をしていただきたいと思いますけれども、再度答弁を願っておきます。

○副委員長（十河剛志君） 川村部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） お答えします。

委員お話のとおり、入所されている方、桜丘荘、それとコスモス、これらについては、入所されている方が快適な環境の中で、安全・安心に暮らしていただくというのが第一義的に大切なことでもあります。そういった意味ではそれに心がけて、指定管理者側とも十分連携をとりながら施設運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（十河剛志君） 次に、第2項児童福祉費について御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 一昨年度の事業で、あけぼの子どもセンター愛遊夢の工事、約3億円かけて新築しました。それまであけぼの児童館が非常に老朽化して、小学生も非常に多いということで、非常に狭い中保育していたわけですが、去年の3月11日に早々とあけぼの子どもセンター竣工しまして、予定より繰り上げて開園して、昨年度があけぼの子どもセンターの運営の初年度ということになります。したがって、その初年度の運営について若干お伺いしたいと思います。

まず、新築したことで単に今までの小学生だけでなく、中学生、高校生も利用していいんだということをおうたっているわけですが、この中高生の利用状況からお伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 藪中こども・子育て応援室主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） それではお答えいたします。

まず、あけぼの子どもセンターの昨年度の利用状況についてお話をさせていただきます。延べ利用人数につきましては1万4,391人で、前年度が1万2,839人でしたので、比較しますと1,552人増加いたしております。内訳といたしましては、一般児童、幼児の児童館利用者が2,393人となっており、前年度と比較しますと1,928人の増。留守家庭児童保育室の利用については1万1,998人で、前年度と比較して376人の減となっております。ここで御質問のありました中学生、高校生の利用状況につきましては、延べ利用人数が2,141人で、このうち中学生の利用が1,315人、高校生が826人となっております。開設日数が294日ですので、1日当たりの平均利用人数は7.3人となっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 中高生が来てもいいということの、そういう話が出たときに、留守家庭児

童の、要は学童保育を受けている関係の子供たちの、いわゆる父母会とかの方々は、中高生と一緒にになったら何か悪いことを教わるんじゃないかとか、あるいはやっぱり動きが違うもので、何かお互いに中高生と小学生とごっちゃになってけがしたりするんじゃないかとか、いろいろ心配されていたと思うんですけれども、結果的に中高生を受け入れて1年間やってみて、そういった、最初に一部の方が心配されていたような問題については起きなかったという認識でよろしいですか。

○副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） お答えします。

開設に当たりまして実施いたしました学童保育の保護者に対するアンケート結果では、小学生と中学生や高校生が同じセンターを利用するという点について、委員さんがおっしゃいますように心配の声が出されておりました。例えば、体格のいい中学生、高校生と一緒に体育館を使うようになったときなど、小さい小学生がぶつかったりしてけがをしたりしないかどうか、危険なことはないかといった心配事であったり、小学生が中学生や高校生に悪い影響を与えられるのではないかというような内容のお話がありました。現在、開設から1年半が過ぎていますけれども、体育館の利用などでは特に時間の割り振りはしていませんが、順番を守って交代で利用してありまして、また中学生が小学生と一緒に体育館で遊んでいるような、そういう様子も見られまして、本当にとてもほほえましいような姿で遊んでいることが見られますので、開設前に心配されておりました親御さんの不安などは解消されているのではないかと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 小中高生の異年齢で遊ぶという状況も生まれたりして、大変いいことだと思います。

それで、次に運営費についてお聞きしたいんですけれども、先ほど答弁いただいた、利用者の人数、私のほうで計算したところ、あけぼの児童館時代より12%増えていると、前年比で112%なんですけれども、成果報告書を見る限りでは、館長さん、あけぼのだけではなく、ほくと児童館、西児童センターの館長を含めた賃金が、前年度2,141万円が昨年度2,538万7,000円と。済みません、運営費だけにします。賃金はほとんど変わっていないですね。運営費が前年度の約2倍ですね。前年度が315万3,000円だったのが、昨年度、平成25年度が697万4,000円と約2倍に増えていると。この点についてちょっとお聞きしたいんですけれども、要因は何でしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） お答えいたします。

児童更生施設運営事業における運営費の決算額につきましては、今委員がおっしゃいますとおり697万4,000円となっております、前年度と比較しますと382万1,000円の増となっております。

ます。運営費の増加については、主にあけぼの子どもセンターの運営費が増加したことによるもので、内訳を申し上げますと、電気料が196万6,000円、機械警備業務委託料が50万4,000円、清掃業務委託料が36万6,000円、電気保安管理業務委託料が21万3,000円、除雪委託料が27万5,000円、それぞれ増となっております。これらについては、新施設となったことによって面積が広くなり、清掃業務委託や除雪委託料が増加して、また電気保安管理業務委託料、機械警備業務委託料が新たに発生したことによるものであります。電気料が大きく増えたことにつきましては、灯油暖房から電気ヒーターパネルを使用した土壌蓄熱式暖房システムに変更したことによるもので、それと施設面積が広がったということによるものと考えております。ですので、開設時間が21時まで延長している曜日もあるんですけども、それについての影響というものはごく少ないものだと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 先ほどは済みませんでした。留守家庭児童だけ別になって計算されているので、ちょっと私のほうで混同がありましたので、申しわけありませんでした。

要は、今のお話を聞くと、オール電化になったということですよ、一つは、いいですか。

○副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） お答えします。

オール電化ではないんですけども、暖房のシステムが、以前は灯油暖房だったんですけども、電気式といいますか、電気式のヒーターパネルを土壌のほうにパネルを敷きまして、そこに蓄熱をして、その蓄熱したものを建物全体に放出するというような、サーマ・スラブというんですけども、そういう施設に変えたことによって電気代のほうが高くなっている状況にあります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） つまり、何というか、21時まで開園している日には、21時まで全館暖房というか、使わない部屋だけ、ここの部屋は暖房を入れないということではできないということですか。

○副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） お答えします。

このサーマ・スラブという蓄熱式暖房というのは、細かく温度設定を変える、スイッチを入れたり、消したり、温度設定するものではなくて、ある二十何度とか、三十何度とか、直々に温度を設定すると、昼も夜も関係なく保たれるというような仕組みになっていますので、夜あいている日だけスイッチを消したりということにはなりませんので、特に火曜・木曜21時まで開いていますけれども、そういう電気料の差は出てこないと思いますし、あけぼの子どもセンターの中で、調理室ですとか、スタジオがあるんですけども、そちらは利用頻度が少なくな

っていますので、このパネルヒーターを入れないで、エアコンであったり、電気であったりという別な対応をして、無駄のないように設定をしております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 大体わかりました。床面積が広がって、しかも全館暖房をせざるを得ないということになると、確かにいろいろかさむとは思いますが、暖房の方式の問題もあってということだと思います。

それでは、次に学校休日の利用についてお伺いします。学校が休みの日、児童館、朝から利用できますよね。ただ児童館も、あけぼの子どもセンター含めて3つの児童館は、あさひも入れて4つですか、日曜・祝日は休みなので、子供たちが朝から児童館に来られるのは土曜日なんですけれども、この土曜日の利用状況、数字的なものがあればお伺いしていいですか。

○副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） お答えいたします。

まず、土曜日の利用実績を申し上げますと、土曜日の開設日数が年間39日で、延べ利用人数で申し上げますと、学童が481人、一般児童299人、中学生253人、高校生109人の利用となっております。ここで昨年1年間の1日当たりの平均利用人数と、土曜日の平均利用人数を比較したものを申し上げますと、学童については年間1日当たり平均40.8人に対して、その30%に当たる土曜日1日平均12.3人となっております。一般児童については、年間1日当たり平均48.9人に対して、その約16%に当たる土曜日1日平均7.7人の利用となっております。また、中学生については、年間1日当たり平均4.9人に対して、土曜日の利用は平均6.5人ですので、約1.4倍の利用となっております。高校生につきましては、年間1日当たりの平均2.8人に対して、土曜日の平均利用人数はほぼ変わりのない、1日平均2.5人となっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） これは、あけぼの子どもセンターだけの数字ですか。

○副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） はい、あけぼの子どもセンターの利用の平均となっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、あけぼの子どもセンターだけ抽出して、この土曜日の数字をいただいたんですけども、平均で土曜日は、いわゆる学童保育、親が仕事をされていて預かっている子供が平均で12.3人で、いわゆる自由来園といいますか、親がいる、いないにかかわらず、家から遊びに来る小学生が7.7人と、そのほかに中高生もいるんだと。小学生だけ足したら約20人ということなんですけれども、実は、このあけぼの子どもセンターをつくる前に視察に行か

れたと思うんです。札幌市と石狩市に行かれたと聞いているんですけども、私、石狩市はよく知らないですけども、札幌市の児童会館とか見たことがありますけれども、土曜日は非常に込み合うというか、子供たちはやっぱりいっぱい来るんです。そんな中で、土別の子どもセンターに関しては、ちょっと余り多い、少ないって言うたことはないんですけども、要は、本当はもっと来てもいいはずなんですけれども、やはり数字的に少ないなと私は思うんです。その要因として、お弁当を持って来ても児童館で食べたらだめだと、4年生以上は食べたらだめだ、それから自由に家から来た子は食べたらだめだというふうにすると、来園は当然少なくなりまますよね。お弁当を食べに1回家に帰らなければいけない。なおかつ、兄弟で来た場合に、下の子が1年生で、上の子は4年生だと。下の子は子どもセンターでお弁当を食べていいけれども、4年生の子は1回家に帰って一人でお弁当を食べなければならない。親はかわいそうだから、やっぱり行かせたくないですよ。それは、私はちょっと改善しなければならないのではないかなと正直思っているんですけども、その点はいかがですか。

○副委員長（十河剛志君） 藪中主幹。

○こども・子育て応援室主幹兼あけぼの子どもセンター長（藪中洋行君） お答えいたします。

まず現状から申し上げますと、土別の場合には、4年生になりますと留守家庭保育児童から一般児童の扱いとなります。一般児童については、学校休業日等では1日中センターで遊ぶことも可能ですが、家族と一緒に過ごす時間が大切なことだと考えておりますことから、保護者が家にいる場合であれば、基本的に昼食時は一旦帰宅してもらっております。また、留守家庭保育室を利用している児童が学校休業日に、4年生以上の兄弟が自宅にいるということで、センターを休む児童さんもいますし、兄弟と一緒に来館することもあるような状況です。一般児童が学校休業日等に昼食を持参することにつきましては、今申し上げました理由から、原則的にはお断りをしている状況でありますが、これまでも家庭の事情やセンターの行事参加などでは了承しておりますし、保護者がお仕事などでいない場合については、保護者の方からセンターに申し出ていただいて、今後も昼食時も帰宅せずに利用していただければいいかと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 家族と過ごす時間が大事ってわかるんですけども、ただやっぱり、行政の側で、家族と過ごす時間が大事だから、一般論でそれを言うのはいいんですけども、個別に、土曜日例えば市立病院の看護師さんで夜勤明けだったと。たまたま確かに昼は家で寝ていますよね。そういうところにやっぱりお母さんいるんですかと電話が入って、子供、4年生以上だから家に戻して御飯を食べさせてくださいというふうに、何とかな、やっていってはいけないと思うんです。だから、本当は、私が見た札幌の児童会館でも、4年生以上でも御飯を持って来て、好きなときに早弁するわけにはいかないの、どこか一定の場所に置いておいて、それこそ留守家庭児童の預けられている子と一緒に時間帯に食べると。欲を言えば中学生、高

校生もそうになっていくといいなどは個人的には思いますけれども、やっぱりちょっと、今御答弁いただいた話でも、何か硬直的なところを感じるんです。だから、一般論で家にいてくださいというのと、個別のケース・バイ・ケースの話と、何か混同されているのではないかなと私は思うので、もう一度その点、どうですか。今後の話になってしまいますけれども、検討されるかどうかもう一度答弁をお願いします。

○副委員長（十河剛志君） 藤森こども・子育て応援室長。

○こども・子育て応援室長（藤森裕悦君） これまでの取り組みについては、ただいま主幹から申し上げたとおりで、一応原則、規則という形で、委員御存じのとおり、留守家庭保育室については3年生までをお預かりしていると。それから、御家庭の事情なども含めますと、4年生、5年生、6年生もこれまでお預かりした経緯は多々あります。そういった状況で、一定のルールをやっぱりつくらなければならない部分が、当然、館を運営していく上では必要なことだというふうに考えております。今、主幹から申し上げたとおり、やっぱり子供の成長、発達の度合いによって、やはりお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒にいても大丈夫だよという家庭もありませんし、先ほど申し上げたとおり、来てはだめだという決まりも当然ありませんし、ただ基本的には親御さんが御自宅にいられる場合、やはり朝から晩まで児童センターで過ごされるのは、私どもとしてもどうなのかなという考えは持っております。そういう意味では、一度帰宅されて、ちょっとゆっくり休まれて、その間に食事をとられて、その後にもまた来たいと思うなら来ていただきたい。これは全然拒否をしておりませんし、だめだということでもありませんので、そういった形で御利用いただければなというふうに思っています。ですから、原則的なルールという形でこれまでも進めてまいりましたし、これまでの経過の中で保護者が就労されている中で、4年生以上の子も一緒に食事をしていただいたという経緯もございますので、そういうお話をさせていただきながら、そういう点があれば基本的に申し出ただけであれば、了解という形で受けさせていただいております。

お預かりすることの大切さということも十分、勤めております児童厚生員も認識しているというふうに思っていますし、ただやっぱり、家庭との融和というか、コミュニケーションというか、そういう経緯がやっぱり十分必要なことだというふうに判断しておりますので、そういった形で今後も進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 室長の今のお話で大体わかったんですけども、ただやっぱり、家にいても例えばずっとテレビを見ているとか、ゲームをしているとかという、そういう子供の状況もあると思うので、子どもセンター、児童館というのは、もっと子供を、むしろ来てはだめと言わないとかというのではなくて、どんどん来てくれぐらいな、その中で、ただ朝から晩までいるのではなくて、どんどん来てほしいと。行って、もっと公園で遊びなさいとか、子供たちの自主的な遊びを育てていくとか、そういう方向性であればいいんだけど、これから牧野市

長は2期目のマニフェストでもう一つ子どもセンターをつくる時に、やっぱり兄弟ばらばらに御飯を食べているような状態を放置してはおけないと思ったんです。そのことは申し上げます。

それで、最後に、ちょっと決算からずれるんですけども、子ども・子育て支援新制度と学童保育のあり方についてお聞きします。今、士別市内は3年生まで、朝日は4年生までと、一応学童保育の対象にしていますけれども、これはこれからおおむね6年生までに、徐々に拡大していくという方向でよろしいんですか。

○副委員長（十河剛志君） 藤森室長。

○こども・子育て応援室長（藤森裕悦君） この部分につきましては、来年、27年4月にスタートします子ども・子育て新制度に関しまして、児童福祉法の一部が改正となりまして、本市でいう現在の留守家庭保育室、この対象範囲が従来おおむね10歳未満という表現で3年生以上をお預かりしているところですが、この範囲が6年生までに、対象範囲が拡大されたということでございます。これにつきましては、義務化ではなくて対象範囲、いわゆる放課後児童対策健全育成事業という、この留守家庭に関しまして事業になります。この事業の対象範囲をここまで拡大したことであって、義務化したことではないということは国も言っております。というのは、やはり4年生以上になりますと、児童がそれぞれ先ほどもお話ししたとおり発達や成長、それから少年団活動などの自立した、自分に応じた利用ができることが必要だというふうに思っていますし、現時点でも放課後を過ごす場所として、この留守家庭保育室、あるいは南小学校のみですが放課後子ども教室、それとこの学童保育プラスの併用をしております児童館施設という形で居場所が十分にあるというこの理由などからして、この義務化としていない状況だというふうに判断しております。

本市の状況ですけれども、まだ一施設でありますけれども、従来老朽化や、留守家庭の児童が多いことから狭隘化しておって、なかなか利用できなかった多くの一般児童についても、あけぼのについては利用ができるといった状況になっておりますし、一方で留守家庭保育児童を6年生まで広げますと、施設の改築等とかも派生してくる状況でございますので、現時点では、私どもの留守家庭保育児童は3年生まで、朝日地区の学童保育につきましても4年生までを継続して進めてまいりたいと思っておりますが、それに準じて多くの小学生が利活用できる施設、あるいは居場所となります施設運営を随時進めて、子供たちが来やすい施設という形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 内閣府、文部科学省、厚生労働省ですくすくジャパンというパンフレットを出しているんですけども、事業者向けのパンフレット、つまり保育園とか幼稚園、あるいは児童施設を運営している業者向けのパンフレットには、義務ではないんだと。6年生まで受け入れ義務を課すものではありませんと書いてあるんですけども、一般の子育てしている人

を対象にしたなるほどブックでは、小学校6年生まで対象となりますみたいな書き方をしているので、誤解を生むと思いますので、そこら辺は市としても、これは徐々にそうしていくもので、義務ではないんだということを強調していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

同じ児童福祉費で、一時保育事業についてお聞きします。この一時保育事業はどんどん拡大しているんですけども、ここ5年程度の一時保育の定員と利用者数の推移などについてデータをお示してください。

○副委員長（十河剛志君） 佐藤こども・子育て応援室参事。

○こども・子育て応援室参事（佐藤洋子君） 一時保育利用者数の推移をお答えいたします。

一時保育につきましては、士別地区では平成23年度までは、北星保育園において定員10名で実施しておりましたが、あいの実保育園が開園した平成24年度からは、あいの実保育園の2階において、定員も従来の10名から20名に増員し、実施しております。また、朝日地区では保護者からの強い要望により、平成23年度からあさひ保育園において、定員3名で実施しております。

そこで、利用者の5年間の推移でございますが、士別地区におきましては、平成21年度は延べ1,918人の利用があります。平成22年度は延べ1,679人、平成23年度は延べ2,111人、平成24年度は延べ2,838人、平成25年度は延べ3,566人の利用がありました。次に、朝日地区につきましては、平成23年度から実施しておりますが、統計的な数値は平成24年度からしかございませんが、平成24年度につきましては延べ144人、平成25年度は延べ301人の利用がありました。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、子供の数も非常に減っている士別の中で、また保育園も次々と、次々と言ったらあれですが、前あった保育園も閉園したりとかしている中で、この一時保育事業だけが物すごい伸びなんです。5年前から見ると、もう2倍以上になっていると。あさひもそうですね、あさひも入れたらもう3倍近い伸びなんですけれども、やはり成果報告書を見ると、勤務形態を理由として預けている方がほとんどだと。これはお父さん、お母さんいる中で、特にお母さんの就労状況によると思うんですけども、やはりその勤務形態を理由として預ける、つまりいろんなパートタイマーとか、そういう方が多いと思うんですけども、その時間帯だとか、曜日だとか、例えば農繁期、農閑期とかのそういったようなところで特徴的なことはございますでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 佐藤参事。

○こども・子育て応援室参事（佐藤洋子君） そこで、委員からの御質問であります増加の要因といたしましては、士別地区においてはあいの実保育園の開園にあわせ、定員を10名から20名に増員したことが大きな要因であると考えられます。また、近年においては、特に保護者の就労やリフレッシュなどが大幅に増加傾向にありまして、子育て世代の短期的な就労が増えたこと

や、育児休業を取得する保護者が増えたことにより、育児疲れの解消など、一般的なりフレッシュを兼ねた利用者が多いこと、またいずれは幼稚園などに入園させたいという意向により、低年齢児から集団保育の経験をさせたいと考える保護者が増えたことなどが、増加した原因と考えられます。

また、朝日地区においても土別地区と同様に、子育て世代の短期的な就労が増えたことや、低年齢児から集団保育に慣れさせたいと考える保護者が増えたことなどが増加した要因であると考えられます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 勤務形態で預けられている方は、大体この一時保育というのは毎日預けるわけではなくて、月に何日と制限がありますよね。その何日かというのが一つと、それから勤務形態を理由にして預けられる方は大体パートタイマーであるという認識でよろしいですか。

○副委員長（十河剛志君） 佐藤参事。

○子ども・子育て応援室参事（佐藤洋子君） お答えいたします。

まず一時保育の利用条件につきましては、出産などの緊急的な場合を除き、月14日以内での利用が条件となっております。近年は前段でも申し上げましたが、子育て世代の短期的な就労が増えていると考えられまして、就労日数や時間に応じて、月14日以内で一時保育を利用し、14日以上になる場合は親族等が対応するなど、一時保育と併用して就労しているものと感じております。

そこで、委員からの御質問であります保護者の労働状態についての特徴でございますが、昨年実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果での母親の就労形態を見ますと、就労している母親の約40%がパートタイムやアルバイトなどの勤務をしており、勤務日数の割合については、週5日の勤務が約40%、週4日の勤務が約23%、週3日が約20%という結果となっております。就労時間の割合についても、1週当たり5時間勤務が約39%、4時間勤務が約25%、3時間勤務が約3%と、全体の約67%が半日程度の勤務時間で就労しているものと考えられます。

また、今後の就労希望としましても、パートタイムやアルバイトの就労を希望している母親は約82%という結果となっております。特徴としましては、一時保育利用者の声やアンケート調査をもとに分析しますと、週3日から4日程度かつ半日程度の就労を望む母親が多くなっていると考えられます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 詳しい分析、どうもありがとうございました。

最後に、この一時保育はここ5年を見ても倍々に増えてきたんですけども、これからは先ほど言った子ども・子育て新制度の関係もありますけれども、まだまだニーズは増えていくか

もしれないんですが、今やっているあいの実保育園の2階のまつぼっくりという一時保育室がありますけれども、これとあさひ保育園との定員枠はしばらくこの定員で大丈夫ですか。

○副委員長（十河剛志君） 佐藤参事。

○こども・子育て応援室参事（佐藤洋子君） ここ数年間の見通しでございますが、昨年実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、一時預かり事業については、平成27年度と平成28年度では利用予定延べ人数があいの実保育園、あさひ保育園の定員を上回る結果となっております。あいの実、あさひ双方の利用状況を踏まえますと、例えば幼稚園の夏休み、冬休みなど長期間の休みに入る場合などは、受け入れが困難な時期もございますが、年間を通じ利用できない日はほとんどありません。また、民間施設や民間団体などにおいても一時的な預かり保育を実施していることから、あいの実、あさひ以外への利用を斡旋することで現行の定員のままでも十分に対応できるものと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 続きまして、第3項生活保護費について御発言ございませんか。

（発言する者なし）

○副委員長（十河剛志君） ないようでございますので、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午後1時30分再開）

○副委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

第4款衛生費の質疑に入ります。第1項保健衛生費について御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、予防費の子宮頸がん等ワクチン接種事業について質問したいと思います。こちらは、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンと3つのワクチンの関連する事業でありますけれども、この3ワクチンの過去3年間程度の予算額、接種予定数に対する実績及び決算額等をお教えいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 川原保健福祉センター主査。

○保健福祉センター主査（川原淳子君） お答えいたします。

平成23年度の実施状況から説明をいたします。初めに、各種ワクチンの接種予定回数についてですが、ヒブワクチン463回、小児用肺炎球菌ワクチン463回、子宮頸がんワクチン677回分をそれぞれ予定し、予算額1,714万5,000円を役務費にて予算計上いたしました。実績につきましては、ヒブワクチン474回、小児用肺炎球菌ワクチン582回、子宮頸がんワクチン693回の接種となり、決算額1,841万1,750円となっております。なお、実績額が予算額より126万6,750円

多くなっておりますが、感染症対策事業費及び予防接種事業費より流用し、対応を図ったところであります。

次に、平成24年度についてですが、ヒブワクチン542回、小児用肺炎球菌ワクチン605回、子宮頸がんワクチン524回分をそれぞれ予定し、予算額1,634万5,000円を予算計上いたしました。実績につきましては、ヒブワクチン466回、小児用肺炎球菌ワクチン482回、子宮頸がんワクチン194回の接種となり、決算額970万7,500円となっております。

次に、平成25年度につきましては、ヒブワクチン550回、小児用肺炎球菌ワクチン580回、子宮頸がんワクチン452回分をそれぞれ予定し、予算額1,505万9,000円を予算計上いたしました。実績につきましては、ヒブワクチン495回、小児用肺炎球菌ワクチン459回、子宮頸がんワクチン73回接種となり、決算額779万1,750円となっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今の数字ではっきり出てきておりますけれども、24年度、子宮頸がんワクチンが実績として194人、25年におきましても73人ということで、大幅に減っていると。これは皆さん御存じの方多いと思いますが、25年6月14日、厚生労働省が子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的な接種勧奨の差し控え、積極的な差し控えによってよくわからないですけれども、そういう文書が出ております。この前後から、いろんな疼痛、痛みが出たりとか、いろんな接種後のリスクというか副反応が出始めて、それに対して自治体もこれを対象者にきちっと伝えるようにということで、本市の場合もホームページも含めていろんな形で周知した結果、非常に受ける方が少なくなっちゃったという状況です。

国から、今とりあえず積極的にはするなということで、接種希望者の接種機会は確保しますが、積極的な勧奨は差し控えるべきという宙ぶらりんのよくわからない状況が続いております。市としても当然ワクチンを、国の制度上続けていくということで、当初予算、きちっと確保した結果、こういったこともありまして、子宮頸がんワクチンを受ける方が大幅に減少して、不用額がたくさん出ているということですが、これは今こういう状況なんですけれども、今現在、国からこの子宮頸がんワクチンに対する、今の状況を含めて今後どう展開していくのか、まだ何も情報が来ないのか含めて、何かありましたらお伝えいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 政田保健福祉センター主幹。

○保健福祉センター主幹（政田祐子君） お答えいたします。

ただいま井上委員よりお話のありました、平成25年6月以降の子宮頸がんワクチン接種に関する国からの情報についてですが、繰り返しにはなりますが、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会と薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同会議において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの接種後に特異的に見られたことと、副反応の発生頻度等が明らかになったことから、平成25年6月14日付で厚生労働省健康局長より、積極的な接種勧奨を差し控える勧

告がなされたところであります。したがいまして、国民に適切な情報提供が出るまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたところであります。またその後においても、この合同会議等の中で検討されてきているようではありますが、現在までのところ、ワクチンの安全性に対する結論は国からは出されていない状況となっているところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、これは非常に難しい問題で、今後どうするかと国の方で、特に厚労省を中心にこれから結論を出されると思うんですけども、現実的にこういう制度がありまして、来年度も当然予算化していくということになるかと思うんですけども、事実上定期接種から、今任意接種という形になっているということですよ。違うんですか。逆なんですか。その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 平岡保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（平岡恵子君） ただいまのお話なんですけど、以前は任意接種だったものが、平成25年に定期接種に変わったということで通告を受けています。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今は受ける、受けないを含めて積極的に勧奨しなくていいですよというからは、任意なのかなと思ったんですけども、そうではなくて、今は定期接種という形なんですよ。はい、わかりました。どちらにしても、今後、非常に素朴な財政的な話でお話を聞きますけれども、多分このままいくと対象者のお子さんを含めて、心理的な部分含めて急にこれから接種数が増えていくという可能性は少ないんじゃないかなとは思いますが。でも、一応対象者全員分の予算を今まで確保されていますが、現実に来年度以降も、特に来年あたりも、このままいくと全員分の予算をとっても、今年のような状態になるのではないかなと思います。そうすると、全員分の予算をとるのが当たり前なのかもしれませんが、市全体で見ますと、結果的に大きな不用額が出て、片方ではいろんな事業を削ったり、調整しながら予算を積み上げていくわけですけども、ほぼ解消されるという状況がない中でも、やはり制度上は、士別の財政を組んでいく上では、財政的には全員分を予算化、当初予算にしなければならぬのか、もしくは補正予算で対応できるような予算の組み方の可能性があるのか、その辺ちょっと財政的な面から今後どういう対応というか、仕方が適切なのかちょっとお教えいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 平岡所長。

○保健福祉センター所長（平岡恵子君） お答えいたします。

今後の予算の確保についてですが、現在の措置としましては、あくまでも積極的な勧奨を控えてくださいとのことであり、定期接種を取りやめるということではないので、接種対象者やその保護者が副反応等のリスクを理解した上で接種することは可能です。一定程度の予算は確保していく必要があると考えています。平成27年度の予算要求におきましては、25年度の接種

実績や、平成26年度の子宮頸がんワクチンの接種実績を考慮した上で予算計上を行ってまいりたいと存じます。

また、合同会議の検討結果により、国から子宮頸がんワクチンの安全性が確保されるなど、積極的なワクチン接種が再開したときには、補正予算にて対処してまいりたいと存じます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかりました。次の質問に移りたいと思います。

それでは、保健事業費の成人病健診センター事業について質問させていただきたいと思ます。まず初めに、成人病健診、集団健診とありますが、主に私たちの頭に浮かぶのは人間ドック、健診センターで人間ドックを受けるといのが頭に浮かぶんですが、それらの健診数がどのように推移されているのか。3年程度で結構ですので、過去の推移をお知らせいただきたいと思ます。

○副委員長（十河剛志君） 森川市立病院事務局医事課主査。

○市立病院事務局医事課主査（森川拓也君） お答えいたします。

協会けんぽ生活習慣病予防健診、市町村職員総合健診、国保ドックといった成人病健診、また特定健診、後期高齢者健診、教職員健診といった集団健診を合わせた実施状況は、23年度4,242件、24年度4,309件、25年度3,968件となっています。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ちょっと確認させていただきたいです。たしか数年前に、健診、いわゆるドックの受ける1日当たりの定員を10人から15人でしたか、何人かちょっと忘れましたが、伸ばしたことがあったと思ます。この辺ちょっと、いつどのように、定員を拡大した時期があったかと思うんですけれども、ちょっとお知らせいただきたいんですけれども。

○副委員長（十河剛志君） 池田市立病院事務局医事課主幹。

○市立病院事務局医事課主幹（池田 亨君） お答えいたします。

1日の人間ドックの枠を12名から15名に増やした経緯ですけれども、平成20年度に特定健診の導入というのがございました。その段階で特定健診の日程を確保するために、人間ドックにしわ寄せがいかないように、12名から15名に枠を変更して、それから開始時間も若干繰り上げたということで対応してきております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 平成20年ですね。

それで、これ23年からの健診数4,200人、4,300人、25年は3,968人と減っているんです。20年から1日当たりのドック数が増えているはずなのに、逆に減ってきていると。これがちょっと私よくわからないんですけれども、主に減ってきた要因というのはどういうふうに分析をさ

れていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 池田主幹。

○市立病院事務局医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

平成25年度において、健診の流れの中で一部変更がございます。胃のバリウム撮影について、ガイドラインに基づいた撮影方法をとるということに改めまして、それで撮影枚数が増えてみたり、それから撮影体位が変わったことによって撮影時間が延びる、そういったこともございまして、比例して医師の診断時間も延びるとそういうことになりました。その結果、15名で当初枠を設定しておりましたけれども、12名しか診察できないということになりまして、その分減じております。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということで、結局15名と拡大したんですけれども、今は事実上12名が上限で運営している関係で、受入枠が減ってしまったから、事実上25年は減ったということかと思えます。これは1年ぐらい、要するに1年間の予約を年度当初、健診センターで受付が春先になんと集中する時期があると思うんですけれども、なかなか最近、今おっしゃった状況も含めてあるんでしょうけれども、健診がとれないと、予約をしても、割と早目にとったつもりだが予約がとれないという話をよく聞きます。余談でありますけれども、私も小さな会社を経営しておりますけれども、うちは協会けんぽで女性の従業員が若干名おりますけれども、もう頼んだら既にいっぱいだったということで、よその市町村に行かなければならないという現況は、正直言ってあります。こういった、今言った15人が事実上12人に減っちゃったということで、健診を断らざるを得ないという状況が増してきているのかどうか、その辺の認識はどうか、傾向はどうか、最近の動向はどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 池田主幹。

○市立病院事務局医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

御指摘のとおり、申し込みに対してお応えできないということは、夏以降に発生しているのは現状であります。あわせて、健診の1年間のスケジュール的に考えた場合に、4月、5月といった年度当初なんですけれども、健診センターでは稼働できる体制を整えてはいるものの、どうしても事業所さんにおいては、年度当初の会社の都合であるとか、人の関係であるとかで、どうしても健診を申し込むということが敬遠されがちです。それから、国保ドックといった400名程度の大きなものについても、そこでは国保の加入者の取得・喪失といった動きを踏まえた中で対象者を選別して、それから最初に案内して事業がスタートするということもありまして、どうしても4月、5月の枠が余ってしまうということもありまして、年間通して平準化していないということで、年度の後ろのほうについては御迷惑をおかけするということがございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 当市は健康長寿日本一というのも今日指してやっているわけですが、定期的な健診というのは重要な、健康で長生きをしてこそ長寿ということなんでしょうけれども、その生活習慣病やいろいろなものを早期発見する上においては、健診というのは当たり前ながら非常に重要なことなわけですけれども、その健診が正直言って地元で受けられないという比率が増しているということは、ぜひちょっと何とかお医者さん、特に医師不足もありますのでそう簡単なものではないとは重々承知していますが、そうはいつでも地元で健診が受けられない、では旭川や名寄に行くかという、ちょっと時間的なこと、距離的なことで、結局健診をあきらめるといふ人が増えたとすれば、それはそれで非常にまずいのではないかと、そういう意味では士別市立病院と一体化した健診ということで、この士別市の健康長寿ということを進める上においても、ぜひ健診がきちっと受けられるような、今後改善を少ししていただかないと、健診数がまた減ってしまいますということでもいいのかということなわけですけれども、その辺、今後どうするかも含めてどのように検討されてきたのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 池田主幹。

○市立病院事務局医事課主幹（池田 亨君） お答えします。

1日の実施人数の12名という問題については、現状診断時間の都合もありまして、すぐにとこの対応は難しいかと思われまます。それから、24、25年度と健診担当の非常勤のドクターがいたわけなんですけれども、今年度退職されております。それで、体制としては、一般診療を受け持つ常勤の医師が健診も担うということになっていきますので、その影響もありまして、バックアップ体制の確保を図ってきております。それから、年間の平準化を図る目的で、4月、5月についてはできるだけ受けてくださいということで、一部の事業所についてはお願いをして、なかなか、毎年秋に受診される方がそのまま春にスライドするということは、制度的に難しいとは思いますが、そこは御協力いただいて、なるべく4月、5月の稼働をよくするという方向に立っております。それから今後については、これもニーズの問題とか、それからスタッフの調整とかもございまして、土曜、日曜の健診体制の確保というのがいかなものかということで、検討していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうですね。今、土日ということもありましたけれども、ぜひ地元で極力お断りなく健診が受けられる体制を、ぜひ今後何とか構築していただくよう努力をしていただきたいということをつけ加えまして、この質問を終わりたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 第2項衛生費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私のほうからは、衛生費の清掃費、とりわけ不法投棄の対策についてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

25年度の不法投棄は、主要成果費の中でも電気製品等の処理をしたということで、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、タイヤが記載をされておりますけれども、この産廃に係る部分以外に、その

一般廃棄物ごみ含めて、不法投棄をされていた25年度の件数、量、種類についてひとつお伺いをしたいのと、あわせてここ数年、この不法投棄の現状についてどうなっているのか、あわせてお伺いをしたいと思いますので、お願いいたします。

○副委員長（十河剛志君） 市橋環境生活課主査。

○環境生活課主査（市橋信明君） お答えいたします。

平成25年度の不法投棄の発生状況につきましては、ポイ捨てを除き、市において把握、調査したものが8件あり、数量につきましては230キロとなっております。不法投棄された廃棄物につきましては、主に家庭系の一般廃棄物となっております。

近年の不法投棄の現状といたしましては、平成22年度6件、2,360キロ、平成23年度9件、7,350キロ、24年度16件、1,326キロとなっております、平成25年度につきましては、ここ数年では最も少ない件数及び投棄量となったところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今、22年からの数字も伺ったんですけれども、23年が極めて多くて、24年、25年、特に25年は230キロということで、数段少なくなってきたという現状で安心しているんですけれども、この不法投棄に対して、うちの市別は行政としてどのような対応をとっているのか。全部でなくてもいいんですけれども、主だったやつについてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 市橋主査。

○環境生活課主査（市橋信明君） お答えいたします。

不法投棄防止対策につきましては、これまで看板の設置や広報紙、ホームページ、防災無線による啓発を実施しているほか、抑止効果が高いとされます監視カメラを、北海道地方環境事務所から貸与を受け設置し、不法投棄の未然防止を図るとともに、発生事案につきましては、地元警察と連携し、調査及び指導を行ってきたところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） それで、今お話のあった監視カメラ、借りてということなんですけれども、実際、この監視カメラを設置して、何年からなのかということとあわせて、実際監視カメラを設置して抑止効果はあったのかと。カメラが取り付けられたところにおいては、そこは全くなくなっているのか、それともまだ数点廃棄をされているのかということで、実際その監視カメラの効果について伺いたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 市橋主査。

○環境生活課主査（市橋信明君） お答えいたします。

監視カメラにつきましては、平成24年度に初めて環境事務所より貸与を受け、平成25年度につきましては2度目の貸与となっております。新聞報道等されましたことから、平成24年度以

降、不法投棄の件数、投棄量ともに減少しており、監視カメラ設置による一定程度の効果はあったものと判断しております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） その監視カメラのところは、実際にはゼロになっているんですか。ちょっとその確認なんですけれども。

○副委員長（十河剛志君） 千葉環境生活課長。

○環境生活課長（千葉靖紀君） 借り受けしました監視カメラ自体、移動が可能なものでありましたので、何カ月かで移動しております。その部分の中では不法投棄は発生していなかったと。もともとは、過去にあったところについて設置をしておりましたが、その期間についてはなかったということがありますので、抑止効果はあったという判断でございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そういう点からいけば、やっぱり監視カメラについては相当な威力が発揮されているということからいくと、今のカメラは借りていたというところもあるんですけれども、今回も金額にしたら、25年度決算額9万2,000円で、多いとは言えないかもしれないけれども、決してゼロではないので、市独自の監視カメラの導入と、土別市においては不法投棄はゼロにするんだという意気込みの中でいけば、この独自の監視カメラ導入というのも、僕は考えてもいいんじゃないかというふうに思いますが、その点について考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 千葉課長。

○環境生活課長（千葉靖紀君） 監視カメラにつきましては、たまたま国の借り受け、これは道内各市町村から申し込みがありまして、24年、25年、それからたまたま26年度、今年も数カ月ですけれども借り受けできた状況があります。ただ、通年となりますと、独自で所有しなければならぬという部分がありますので、監視カメラの金額的なもの、簡易なものであれば数十万円、それから国から借り受けしているものにつきましては100万円程度のものという形になりますので、今後予算の問題もありますけれども、効果がありますので、導入について検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○副委員長（十河剛志君） 次に、第5款労働費の質疑に入ります。第1項労働諸費について御発言ございませんか。松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 労働費の労働諸費の中で、優良勤労青少年表彰について、限ってお伺いしたいと思います。

この青少年の表彰は、青少年が働く誇りと時代の担い手として進んで、みずから研さんする意欲を持ち、自立心豊かで、他の模範となる勤労青少年の表彰についてということであります。

実は私、今要綱を持っているんですけども、その表彰基準の中では2点、基準を満たすものとして定められています。1つは、士別市内に1年以上居住する、年齢満31歳未満の勤労青少年で、積極的な職業活動及び社会生活を通じて他の模範となる者と。もう一つは、市内の同一事業所に3年以上継続して勤務し、今後も引き続き勤務する見込みのある者というふうになっているんですけども、この優良勤労青少年、事業所が自分のところの従業員を推薦してくるという形になっています。となると、事業所でいけば、最初に言った1番の中の、士別市内に1年以上居住するというところになると、どうもそこだけに限定されない従業員も出てくるのではないかと。例えば剣淵から通っている、和寒から通っている、風連から通っているという方が、事業所に長年勤務していても、士別市内に居住をしていないということでその対象から外れると。

ここはちょっと考えどころだと私思ったんですけども、実はまちづくり基本条例でいう市民という定義の中では、用語の定義の中で市民ということで言えば、住民を初め市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で様々な社会的活動を行う人ということになっています。もちろん、まちづくり基本条例の市民という定義が全部の条例に該当しなければだめだということは当然考えていませんが、ただ、同じ士別市内の事業所で勤務されている青少年が士別市に対しては十分協力もいただいているという視点であれば、ここに該当になる1年以上居住するということは、僕は撤廃してもいいのではないかとこのように思っています。なおかつ、青少年優良勤労、30歳未満ということになれば、やっぱり実家から通われているという従業員もいるわけですから、ぜひそこら辺のことを考慮した場合に、この1年以上居住するという基準について変える考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 徳竹商工労働観光課主幹。

○商工労働観光課主幹（徳竹貴之君） お答えをいたします。

先ほども松ヶ平委員のほうからありましたとおり、本要綱につきましては、昭和52年度の実施当初から、本市の未来を担う青少年が社会人、または職業人として成長をしようとする意欲を高めることと地元定着を促進することを目的としているという趣旨から、士別市に居住する方を対象とし、表彰基準につきましては、委員のほうからお話のあったとおり、要綱のほうで2項定めておまして、1年以上の居住、そして年齢31歳ということにつきましては、平成22年の11月に、一度それまでの25歳までという表彰基準から年齢を引き上げて、平成22年に31歳までというふうな形の中で、職業活動や社会生活を通じて他の模範となる者という形の中でできております。そういった形の中でこれまで、一度平成22年の中で、年齢のほうにつきましては広くという観点から、表彰基準のほうを見直してきているという形ではありますが、市内に居住する方を対象として今日まで来ているというところであります。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） それで、1年以上居住という部分について、僕は市民以外の方を市長が表彰するというのも変かというふうに思うんですけども、士別市内にある事業所で勤務をし

ていただいているということであれば、十分に貢献をいただいたというふうになるのではないかと。ほかの青少年勤労者に対しても模範となるものではないかと。ましてや、もう一つはその事業所で勤務するということとあわせて、それは職業活動になります。社会活動を通じということで、市内の団体に属して、十分ボランティアなんかも含めて活動していただいているということになれば、もうそれだけで士別市に大きな貢献をしている、青少年の勤労者として模範となるというふうになると思いますので、ぜひこの1年以上の居住という部分についての表彰基準の見直しについてどうお考えか、僕はこれは直してほしいというふうに思っているんですけども、その考えについてお伺いをしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

先ほど、まちづくり基本条例の関係のお話もありました。まちづくり基本条例、市民自治と情報共有ということをも二つの原則にして、今進めていることは御承知のことというふうに思います。その中で、市民が主役のまちづくりということを進めていくために、先ほど委員もおっしゃられたとおり、市内で働く人、それから学ぶ人、社会活動をする人、それには団体や法人もここに加えていまして、広く市民の意見を聞いてまちづくりを進めていくんだという目的のために、この市民という定義をかなり広めにとっているところです。

そこで、今度市の表彰ということになりますと、市政功労賞、文化賞から始まって、今お話にある優良従業員表彰などさまざまな目的を持った表彰制度が市のほうにはあります。松ヶ平委員お話のとおり、この近隣にお住まいの方が士別の企業で例えば働いて、長い間働いた結果としてその企業が発展するということについては、これは今度市の地域経済等々にも大きな貢献があるというような理解もできるということになりますので、それぞれの表彰の目的等々も勘案しながら、対象者、どうあるべきかということについては、市全体の表彰の基準ということについて、いま一度検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ぜひお願いしたいのと、あわせてこの表彰は、優良勤労者31歳未満ということで、極めて若い世代ということになりますので、一番最初も話をさせていただきましたが、独身の方はどうしても実家から通われるということ想定すれば、剣淵、和寒、風連、名寄から通われている方もいると思いますので、ぜひこの優良勤労青少年の表彰にあっては、ぜひこの枠の拡大といった意味で検討をお願いしたいことを申し上げまして、ここに対する質問は終わります。

○副委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 雇用対策事業の中で、労働状況実態調査報告について伺います。

まず、毎年市内の事業所にアンケートを出して、労働状況実態調査を行っているわけですが、これにかかった経費についてお伺いします。

○副委員長（十河剛志君） 藤田商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えいたします。

士別市労働状況実態調査に係る費用につきましては、平成25年度におきまして、本実態調査の印刷製本費で4万5,000円、送料等の通信運搬費で2万5,000円、その他事務消耗品につきまして1万8,000円の計8万8,000円となっております。

以上になります。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 8万8,000円ほどの経費で最大の効果を上げようということで、毎年決算委員会ではこの労働状況実態調査について触れているんですけども、今年度というか前年度、昨年度のこのアンケートの回答率と回答事業所数、これは前年に比べて上昇、あるいは増加したのかどうかについてお伺いします。

○副委員長（十河剛志君） 藤田主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えします。

労働状況実態調査の調査対象といたしましては、市内に所在します民間事業所で、従業員5人以上の建設業、卸し・小売業、金融業、保険業、運輸・通信業、サービス業を対象としておりまして、こちらの判断につきましては、総務省の統計局の経済センサス基礎調査票に基づいて調査をいたしているところでございます。

平成25年度につきましては、その対象事業所296事業所に調査を依頼しまして、全体の74%に当たります219の事業所から回答を得ているところであります。前年との比較でいきますと、回答事業所数で21事業所、回答率では約10%ほど増加している結果になっております。

以上になります。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 去年の決算委員会でも、何とか回答率を上げる工夫をしましようというお話もして、役所のほうでも事業所に対してこの結果のフィードバックをしっかりとしているということで、そのこともあって回答率が上がったんだと思うんです。その点は非常によくやられたことと思います。それで、アンケートについて、この調査項目で若干変わった点があると思うんですけども、その変わった点について教えてください。そして、変えた理由についても知らせてください。

○副委員長（十河剛志君） 藤田主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えします。

こちらの部分につきましては、昨年決算特別委員会におきまして、国忠委員のほうから、事業所における健康診断の受診状況の確認状況等もありましたことから、25年度の調査項目といたしまして、まず健康診断の種類、従前までは健康診断を行っているかどうかだけの確認だったんですけども、健康診断の種類のほうと、あと健康診断の対象者、全ての雇用者を対象としているとか、どの年齢を対象としているとかという項目を一部増やして調査したところで

ございます。また、もう一点、定年退職後の継続雇用の部分につきまして、高年齢者の雇用安定法の改定によります再雇用の実際の事業所の実施状況を調べるために、こちらにつきましては実際に何人雇用しましたかという形で質問項目を増やしたところでございます。

以上になります。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 実際にこの平成25年度、国の報告書を見ますと、福利厚生制度で健康診断を実施しているという事業所が97.5%と、これは労働安全衛生法で一応やるのが義務化されていますので当然だと思うんですけども、更にその健康診断の内容まで回答に入っています。一般健康診断が96.1%と最も高くとあるんですけども、この一般健康診断、先ほど井上委員のほうからも人間ドックの話がありましたけれども、人間ドックも含めた数字ですか。

○副委員長（十河剛志君） 藤田主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） こちら、人間ドックの部分につきましては別に項目を設けておりまして、常用雇用では人間ドックを受けた事業所32、パート者を雇用している事業所では5、季節臨時雇用者を就労させている事業所では2ということで個別回答いただいている部分であります。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） では、一般健康診断というのは、いわゆる人間ドックまではいかない、例えば血液と身長・体重、胸囲、それから血圧だとか、そういった一般的な健康の診断だということよろしいですか。

○副委員長（十河剛志君） 藤田主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えします。

一般健診につきましては、先ほど国忠委員のほうから言われましたとおり、労働安全衛生法の規則第44条に伴います採血等であったり、身長・体重の検査であったりという部分の検査ということになっております。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ぜひ先ほどの井上委員の話にもありましたけれども、単に衛生法にあるからということから一歩進んで、より従業員の健康を守っていくと。それはまさに士別市が健康長寿日本一というスローガンにつながっていくことですから、徹底していきたいものだと思います。

次に、最低賃金について取り上げたいと思います。この、昨年度の労働状況実態調査の時点での最低賃金は、1時間当たり719円ですよ。それで、調査の終わったすぐ次の月の昨年10月に734円になって、現在は先月上がって748円というふうに、最近は生活保護との関係もあって、最低賃金をかなり、ある程度は引き上げようという流れになっています。年々十数円刻みで上がっているんですけども、この調査から伺えるかどうかを聞きたいんですけども、この最低賃金が上がったことによって、士別市内で働いているパート労働者等の状況について何

か改善が見られているかどうか、分析いただけましたら承りたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 藤田主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えします。

パート労働者の賃金につきましては、この調査上では業種ごと、回答事業所の相違がありまして、年度ごとの完ぺきな比較というものはできない状況ではあるんですが、その中でも最低賃金の金額と同額以上の増額、賃金体系の見直しというのは、この調査では毎年結果としてあらわれてきているところでございます。25年度の調査の数字でいきますと、事務系の職場で785円、技術系の職場で853円、労働計の職場で808円ということで、最低賃金額全て上回っている結果となっております。また、平成24年度と平成25年度、ともに回答された事業所内での比較にはなりますけれども、その部分で比較しますと、最低賃金が上がることによりまして、パート労働者の事業所ごとの全体の賃金のベースアップが図られている傾向にある業種もあります。なので、最低賃金が上がるにつれ、パート労働者の賃金につきましては改善傾向にあるという判断をしているところでございます。

以上になります。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 午前中は保育の関係で、一時保育の利用はほとんどパートの方が多いんじゃないかという話をしたんですよね。やはりパートの時給が上がらないと、もっと長い時間働かなければならない。もっと長い時間働かなければならないと、もっと長い時間一時保育に預けなければならぬと、そういう連関があると思うんです。だから、この労働の話というのはいろいろ午前中の保育の関係なんかにもつながってくるんですけれども、やはり今、物価も上がっている、消費税も上がったり、いろいろな公共料金が上がっているわけで、それに追いつくような賃金の上昇を何とか士別でもしていかなければならないだろうというふうに思います。

もう一つお伺いしますけれども、労働人口の平均年齢についてお伺いします。少子高齢化しているわけですから、当然ここの調査に答える事業所で働いている人も、平均年齢も上がっているのではないかと思うんです。それで、平均年齢が上がれば、本来いわゆる年功序列であれば、賃金も相応の上昇をしているのではないかと、労働力が高齢化すればするほど、賃金も本当は相応に上がっているのではないかというふうに、素人考えでは考えるわけですが、こういったかかわり合いについては、この調査の中で読み取れるかどうかをお伺いします。

○副委員長（十河剛志君） 藤田主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えします。

本労働状況実態調査の部分で比較としましては、過去5年前の平成20年と25年のものを今回比較してお答えしたいと思います。その5年間の比較でいきますと、やはり20代、30代の若い労働者の数が減少してきていることは間違いありません。それに加えて50代以降、特に60歳以上の労働者が増えてきているのが当市の部分の実態でありまして、労働力の高齢化は進んでいると判断しているところでございます。また、賃金の部分につきましては、月額賃金の部分に

当たりますが、年齢、業種ごとに偏りがありますので、ここでは50歳代の年齢で比較させていただきますが、その部分でいきますと、過去5年前と比べまして、事務系で2,274円、技術系で1万2,713円、労務系で1万5,476円上昇していることがわかってきております。また、その部分でいきますと、先ほども申し上げました平成25年度4月1日から施行されました高年齢者雇用安定法の改正によりまして、こちらは定年を引き上げろというものの法律ではないんですけれども、それが始まったことによりまして、60歳以上の年齢の方の給与体系、賃金体系のほうが確立されてきているものだとこちらで判断しているところでございます。

以上になります。

○副委員長（十河剛志君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 5年間の比較で、随分いいデータを出していただいたと思います。やはり労働力も高齢化しているんですけれども、そこで賃金もやっぱり、50代を見た場合、特に労務系で上昇しているということですね。そうすると、やっぱり事業所もなかなか、さっきの最低賃金の問題もあるんですけれども、市内の事業所のほうもいろいろと負担は増えるんですけれども、だからこそ地域経済の景気をよくしていかなければならないというふうには思います。

最後に、この調査結果について、士別市内の各事業所へフィードバックしていくと。今、答弁にあったようないろいろな分析を、企業の方々にも認識してもらおうと、そういったフィードバックについての活動についてはどのように行っているか、お伺いします。

○副委員長（十河剛志君） 藤田主査。

○商工労働観光課主査（藤田昌宏君） お答えします。

調査結果のフィードバックにつきましては、労働状況実態調査の依頼先の全事業所全てにまず報告書を送付しております。また、その関係機関としまして、ハローワーク士別出張所、商工会議所、商工会にそれぞれ送付し、あわせて市のホームページにも全件の内容を掲載しているところでございます。

また、平成25年、昨年10月24日には、商工会議所、ハローワーク士別出張所の協力をいただきまして、労働状況実態調査の報告会及び中小企業関連で、市の実施する各種制度の説明会、ハローワークでとり行う制度等の報告説明会を実施してきたところでございます。こちらにつきましては、市内34事業所、35名の参加がございました。今年度につきましても、11月21日になりますが、またこの説明会のほうを実施予定しておりまして、今年度につきましては、中小企業の事業所の支援の観点から、旭川の産業創造プラザからも御協力をいただきまして、産業創造プラザのほうで実施する事業の説明等もいただく予定で考えております。この調査報告会及び制度説明会につきましては、今後も広く事業主の方に周知して、情報提供を徹底したいと考えております。

以上になります。

○副委員長（十河剛志君） 次に、第6款農林水産業費の質疑に入ります。第1項農業費について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、最初に生き生き担い手推進事業についてお伺いをいたします。

この事業によって、商品づくりに係る知識の習得を目的として、起業活動、いわゆる新たに事業を行うという起業でありますけれども、起業活動に係る研修会を開催しております。そこで、参加人数が36名ということになっています。そこで、この研修の内容、それから参加者の男女別、年齢構成、それからこの研修会を通して、参加者からの反響と、更にそれ以降、この起業活動に係る取り組みの検討、または具体的に進めている個人、あるいは法人があるのかどうか、最初にお伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 寺田農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） お答えいたします。

今回の研修の目的といたしましては、女性農業者を中心に、地場農産物を活用した加工品製造の販売や農産物の直売に取り組んでいるグループ、個人、そしてこれから新たに試行しようという農業者の方も数多く見られ、今後の活動に生かしていただくという目的で、上川農業改良普及センターと連携をとりながら、起業活動にかかわる研修会を昨年11月と12月、2回に分けて開催してきております。内容といたしましては、1回目の11月には、商品づくり基礎知識1と題しまして、上川農業改良普及センターの職員の方を講師といたしまして、トマトケチャップやトマトジュースなどを例に挙げて、加工方法や加工製品製造までの考え方の講義、最後に、実際にその商品を販売する想定をして、商品の特性、取引条件などを掲載した商品コンセプトシートというものの作成を行いました。2回目の12月には、商品づくり基礎知識2と題しまして、札幌市にあります有限会社パディックという会社の代表取締役、角本氏を講師に招き、パッケージデザインの作成の講義をいただいて、想定商品のパッケージづくりを行うなどの研修を行ってきております。

次に、参加者、男女別及び年齢ということですが、参加者の参集範囲といたしまして、農畜産物加工品の製造販売に取り組んでいる農業者等の方々に御案内を差し上げまして、6団体、男性1名、女性35名の参加をいただいております。年齢構成ですが、個人情報等もあり、受付の名簿等には年齢のあれはないんですけれども、集まっていた、研修を受けていただいた方々は20歳代後半の方から60歳代までと幅広い方の参加をいただいております。

参加者からの反響ということですが、商品開発を行う上で、農産物から加工製品を作製する考え方、販売を行うための商品の特性ですとか、取引条件等の考え方など、専門的な知識を要する内容の研修ということで、大変いい研修だったというお言葉をいただいております。あわせて、マーケティングアドバイザーの立場から見た商品の感想や市場ニーズの動向などをお聞きする講演会なども開催する中、女性グループしべつクルールさんが特定の呼称を決定せずにPRしていたおにぎり、この時点では塩むすびと紹介されていましたが、この研修を機に、「しべつむすび」という正式な呼称をつけ、パッケージなども作成しておりますし、元気母さん！夕の市については、従来からあった三升漬けの商品のラベルを新しいラベルに更新するなど、意欲的に取り組んでいただいております。

今後は、商談会等の出展やマーケティング調査、PR方法などの研修会なども開催していく中で、要望される内容を検討しながら今後の活動の支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この事業については、農畜産物の付加価値を高めるということで、いわゆる六次産業化につながることも期待できるわけですから、今後とも内容を充実しながら実施をしていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、農畜産物の加工体験交流工房についてでありますけれども、これは運営は運営協議会に対して指定管理という形で、指定管理料318万7,000円の支払いをしているということでありまして、この体験交流工房の収支状況、利用料等々あると思いますし、光熱費等のランニングコスト等があると思いますので、その収支状況についてお伺いしたい。

それから、主に加工品の内容、種類ですか、どのようなものを加工しているのか。あるいはその量的なものがわかればお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの研修会に関連するわけですが、農畜産物の付加価値向上のための商品開発研究ということにも取り組んでいるのかどうか、この点についてお伺いしたい。

次に、市内にはこういう類似施設が、市内、それから朝日町もあるわけですが、いろいろな違う形態で加工体験をしているという状況でありますけれども、ここの連携等々について、どういうふうな連携をとっているのかお伺いしたいと思います。

それから、利用実績でありますけれども、利用日数が155日と、これ延べ日数だというふうに思いますけれども、利用者数が561名ということでありまして、この体験工房を開設する上で計画をした経過があると思うんですけれども、当時の計画との比較をして、この実績はどのような位置づけにあるのか、この辺もお伺いしておきます。

○副委員長（十河剛志君） 梶山農業振興課主査。

○農業振興課主査（梶山賢一君） お答えいたします。

最初に、収支状況についてありますが、平成25年度農畜産物加工体験交流工房の収支状況を申し上げます。まず収入ですが、主なものが指定管理料318万7,000円、利用料50万1,000円、繰り越し等その他21万7,000円を含めまして、収入合計が390万5,000円、次に支出ですが、主なものが人件費159万4,000円、水道光熱費179万9,000円、その他役務費等を含めまして、合計388万1,000円で、2万4,000円を次年度へ繰り越しております。

次に、主な加工品と加工量を申し上げます。豆腐1,660丁、味噌1,480キロ、食パン1,288斤、ジュース類565リットル等となっております。

次に、農畜産物の付加価値向上のための商品開発についてですが、市民が地元農畜産物を加工体験する施設であり、農畜産加工を通じて地元農畜産物を活用した豊かな食生活の実現、食文化の伝承など、食育や地産地消を推進するという考えから、具体的な商品開発研究等は行っておりません。

次に、市内の各農畜産加工施設との連携についてですが、市内の加工販売をしているグループや、市内の各農畜産加工施設等との連携はございませんが、農畜産加工施設を所有しているグループがその他のグループと連携していることはあろうかと思えます。

最後に、利用実績としての利用日数、利用者数の当時の計画との比較についてであります。平成21年度の開設時は、年間利用日数200日、年間利用者数1,000名を計画しており、利用日数、利用者数ともに減少しているため、従来、第2、第4土曜日が休館でありましたが、平成24年度からは第2、第4土曜日も開館して、利用者の利便性を高めたことや、平成25年度には利用促進のリーフレットを作成し、全戸配布するなど、広報活動も行い、一人でも多くの市民の方々に加工体験をしていただくよう努力しているところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど収支状況の中で、人件費が159万4,000円ということでもありますけれども、恐らくこの金額だと常駐ということではないのでしょうか。この辺の立場、どういう立場でこの人件費を支払われているのかお伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 金経済部次長。

○経済部次長（金 章君） の一むの人件費の考え方でもありますけれども、管理人が常駐はしておりますけれども、利用がない日は半日ということで、利用がある日は利用が終わるまでということで常駐してもらっています。そのほかに、指導者としてその都度加工をする市民の方が見えられたときに指導者がついて、その指導料も含めて人件費ということになっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次の質問に移ります。

次に、グリーンパートナー推進事業であります。このグリーンパートナー推進事業については一定の成果があるということになっています。しかし、事業を継続する上では、より高い効果を見込むことが重要でありますので、過去この事業をやった経過から、内容についての反省点、あるいは改善点があれば、お伺いしたいと。

それからもう一つは、市から51万2,000円ということで支出しておりますけれども、事業の収支状況、参加者の負担金等々もあるというふうに思いますから、このグリーンパートナー事業総体の事業費のボリュームというか、総体事業費はどの程度かかっているのかお伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 寺田主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） お答えいたします。

内容についてですが、平成25年度の開催については9月14日から15日の1泊2日の日程で、男性19名、札幌、旭川両市を中心に、女性20名の参加があり、農業収穫体験、トラクターの試乗、めん羊館の見学などの内容で開催してきております。

反省点・改善点ということなのですが、グリーンパートナー推進事業は平成22年から実施しております。その開催前に参加された方にアンケートをお願いいたしまして、次年度へ向けての改善点を協議しております。その中でも、女性の方から例外なく挙げられていたのが、男性が消極的だと、もっと積極的に会話をしてほしいなどが挙げられていまして、参加する男性の、伴侶を探す出会いだという意識をもっと強めていただくということ、積極的に交流していただけるように、参加者の男性の方が開催のメニューを自主的に検討していただいたりですとか、講師を招きましてコミュニケーション講座を開催して、より活発で有意義なものになるように改善してきております。一方、男性のアンケートでは、同世代の女性との交流をしたかった。女性の参加される年齢層が幅広いものになるものですから、農業委員会等からの建議も含めまして、年齢を40歳未満と40歳以上の方に分けて今年、26年度は開催していくこととなりました。

こうした中、今年7月に挙式された1組を加えまして4組の農業後継者の方が伴侶を迎えております。また、平成25年度に参加していただいた農業者の方については、交際を進めてきた1組のカップルが来年挙式されるということもお聞きしております。委員がお話をされているように、より市農業振興課、農業委員会、JA北ひびき等と連携をとりながら、充実した内容にしていけるようこれからも努力して開催していきたいと思っております。

次に、事業収益状況についてですが、市農業振興課、農業委員会、そしてJA北ひびきなどで組織しております士別市担い手支援協議会というところで事業の実施を主体的にとり行っております。その協議会への補助金といたしまして、市のほうから50万円、JA北ひびきさんより23万3,000円、参加者負担金15万4,000円、男性については25年度6,000円、女性については2,000円というのをいただいております。その他4,000円ということで、合計89万1,000円の収入で事業を展開しております。主な支出といたしまして、開催経費といたしまして、フリーペーパーなどへの広告費が36万9,000円、バス借上代9万5,000円など。次に、交流費なんですけれども、宿泊料11万2,000円、食事代21万9,000円、消耗品その他9万6,000円などを含めまして同額の89万1,000円の支出を行い、事業を実施したところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 改善点については、男性が消極的だと言われても、これはなかなか改善のしようがないんですけれども、取り組みとして、例えば出会いの場をしっかりとつくるということが重要でありますから、この事業、今の実施している内容では1泊2日で一過性のものだと、後で連絡の方法等、お互いに個人的な対応はあるんだというふうに思いますけれども、連鎖的に数回に分けて同じメンバーでやるということも検討してみたらどうかというふうに思います。

それで、この次の質問に入らせていただきます。甜菜作付振興事業でありますけれども、本市には御承知のとおり、長い歴史がある、しかも地域経済にとって重要な貢献をしていただい

ている日甜の土別工場がございます。一方、農家にとっても輪作を組む上でビートは有効な作物ということでありますし、しかも、市長も北海道てん菜振興自治体連絡協議会の会長ということで、ビートの振興については前向きに、積極的に取り組みをしているということです。更に、全国に例を見ないビート祭りも開催をしております。まさに土別市はビートの町だというふうに言っても過言ではございません。

その中で、本市のビートの振興事業として、決算総額で4,240万4,000円ということで措置をしております。うち生産加工支援対策事業として3,164万2,000円ということになっておりますが、この基準についてまずお伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 金次長。

○経済部次長（金 章君） 生産加工支援対策事業の部分につきましては、平成21年の収穫時の天候不順によりまして、大変農業者の皆さん収穫作業に苦勞され、また22年におきましては高温多雨によりまして収穫量が大きく低下し、そういった部分で、糖度についても平年を下回る状況となったところであります。こういった部分について、こういった状況の中で23年度に向けまして、事前のてん菜の作付の取りまとめをいたしたところでありますけれども、前年の22年を大きく下回る状況になったことから、生産者、それから日甜、JA、市によりましてこの甜菜作付の確保拡大緊急対策プロジェクトを設置して、この事業を創設したものであります。以上です。

○副委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 補助する基準があるわけですね、その基準をお伺いしたい。

○副委員長（十河剛志君） 金次長。

○経済部次長（金 章君） お答えします。

単価設定の考え方でありまして、直接経費のうち、高騰しております肥料費や、それから農薬費の一部を助成するというので、基準額といたしまして3,000円、そして先ほど申し上げましたとおり、生産意欲がかなり減退しているということで、それを喚起するために、更にそこに5,000円を上積みいたしまして、8,000円を23年度創設時に交付するといった形で事業を創設したところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この事業は23年度から実施しておりますけれども、先ほどお聞きした10アール当たりですね、23年度で8,000円ということです。それで、24年度、25年度が10アール当たり5,000円だというふうに思います。それから、これは決算に直接かかわりませんが、26年度予算措置をしているのが3,000円というふうに聞いております。

この振興については、対策する上で、先ほど言った輪作ともかかわってきますから、どこかに農家の人がビートをつくるということになれば、これ継続性が重要ではないかというふうに思います。財政事情もあるかと思いますが、8,000円から3,000円まで、年度ごとに補

助基準が変わっているということでありますけれども、この大きな要因、理由をお聞かせ願いたい。

○副委員長（十河剛志君） 金次長。

○経済部次長（金 章君） 先ほどお話しいたしましたとおり、3,000円について補助基準額といたしまして進めて、5,000円を上積みしたわけでありますけれども、平成24年からは国の畑地における産地資金が10アール当たり平均で4,000円支給されたといった状況でありますけれども、23年、24年とも異常気象に伴いまして、収量だとか、あるいは糖度だとかが低かったという状況を配慮いたしまして、補助基本額の3,000円に2,000円を上乗せして、農業者の経営の助成をしたところであります。26年度につきましては、経営所得安定対策が抜本的に見直されたということで、いわゆる交付単価の見直しと基準糖度の見直しが行われまして、おおむね1トン当たり1,346円、したがって、平均単収でいきますと、この地方5.5トン程度収量としてありますので、10アール当たり7,403円価格がアップされましたけれども、先ほど申しましたとおり、引き続き収量だとか糖度が低かったという背景もありまして、補助基本額の3,000円については引き続き交付したところであります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、お話のとおり、国の政策が変わったということで、いわゆる基準糖度が引き下げになったということで単価アップになったということですよ。今後の問題として、例えば国の政策が変われば、どちらが補完をするかわかりませんが、また柔軟にこの補助政策を検討していくということで捉えてよろしいでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 金次長。

○経済部次長（金 章君） この交付単価だとか、基準糖度の見直しというのが26年度から行われるということで、そういった分ではそういう国の動向等を見きわめながら、また一方では、今年につきましては、今のところお聞きしますと、平年単収を上回り、糖度についても上回っているという状況でありますので、そういった部分も含めまして総合的に判断しながら、生産者の部分であります甜菜振興会等々とも相談をしながら、この支援についてほかの寒冷地奨励事業も含めまして、全体的な部分について検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） バイオマス資源堆肥化施設管理費、バイオマス資源利活用推進事業について少し質問したいと思います。

これは、低炭素むらづくりモデル支援事業ということで、いわゆる生ごみの堆肥化ということで、そちらの利活用を含めて市民に周知をするということで、ソフト事業が予算化されておりました。当初、予算320万円という予算でしたが、決算を見ますと198万1,000円と、大きく

減額された形で終わっておりますが、この要因についてお教えいただきたいと思っております。

○副委員長（十河剛志君） 上川畜産林務課主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

ソフト事業の実施主体であります士別市低炭素むらづくり協議会は、市やJA北ひびき、士別市ごみ減量化推進協議会など8団体で構成をしております。この協議会で実施しますソフト事業につきましては、事業費に対しまして国のほうから補助金が100%交付される事業となっております。当初は生ごみの分別に対する市民への各種啓発や環境フォーラム、市民見学会の開催、堆肥施用後の調査、あと国の検討委員会への出席に係る旅費などとしまして300万円を計上しております。そのほかに補助対象外の事務経費として20万円、合わせて320万円の予算を計上しております。この財源としまして300万円を国庫補助金として見込んでいたところでございます。

しかし、平成25年5月に国から補助金の内示を受けたところ、国の予算の関係から100万円減額されまして、配分額が200万円になったところでございます。こうしたことから、事業の見直しを行いながら事業を進めてきたところでございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） はい、わかりました。国から100万円減らされちゃったということで、減らした結果、今見直しということですが、当初考えていた部分を見直し、やめた部分もあるのかもしれませんが、どういった部分を減らして対応されたのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

今回の補助金の減額によりまして見直した事業としましては、環境フォーラムを2回から1回に減らしまして、また開催をした環境フォーラムの講師には、北海道が費用負担します地球温暖化防止推進の派遣事業を活用しました。また、そのフォーラムの会場を文化センターとしまして、講師謝礼と会場の使用料を節減したところでございます。また、堆肥等の施用による調査は肥料登録に時間を要しまして、下水汚泥堆肥については8月、生ごみ堆肥は10月の登録になりまして、土壌への散布時期に間に合わなかったことから実施を見合わせたところでございます。このほかでは、堆肥化施設への市民見学会のバス使用料の減額、あとは国の検討委員会等への出席の回数減などもありまして、全体事業費を抑えることに努めまして、事業を進めたところでございます。

以上になります。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 最後に1つだけ聞きます。当初よりいろいろ減らしたということですが、周知事業ということで、このソフト事業、啓発事業ということで、この一部未実施ということで、特別影響なく終わったかということだけ確認したいと思っております。

○副委員長（十河剛志君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

平成25年度事業では、主に堆肥化施設の稼働や生ごみの分別が始まることへの周知啓発を中心に計画をしたところでございます。生ごみ分別事典の作成や市の広報、地元新聞の活用による啓発、あとイベントへの参加、説明会の開催など、多様な機会を通しまして市民へ周知啓発を実施してきたところでございます。こうしたことから、今現在、全市の生ごみ分別収集へ円滑に移行をすることが行われ、施設運営におきましても、異物混入など大きなトラブルもなく稼働しているところでございます。

また、堆肥施用後の土壌調査につきまして、26年度から3カ年の計画で、今現在実施をしているところでございます。補助金の減額によりまして、事業の縮小をすることにはなりましたけれども、地域資源の有効的な活用が進みまして、あと温室効果ガスの排出削減も取り組みが図られ、事業への影響を最小限に抑えることができたものと考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） まだ質疑が続いておりますが、ここで午後3時10分まで休憩いたします。

（午後 2時55分休憩）

（午後 3時10分再開）

○副委員長（十河剛志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

第2項林業費について御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、ちょっとテンポよくやらせていただきたいと思います。

農林水産業費の林業振興費、市民植樹祭開催事業について質問させていただきます。まず、この市民植樹祭の現在までの流れについて改めて大まかに御説明いただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 田上経済建設課主査。

○経済建設課主査（田上泰成君） お答えいたします。

市民植樹祭の現在までの経過についてでございますが、旧朝日町において平成4年に旧朝日営林署との共催により実施されたのが始まりでございます。その後、15年まで共催により実施しましたが、営林署の組織再編もあり、平成16年以降開催しておりません。合併後においては、市単独での開催として、平成18年から22年までは朝日町合併特例区事業として実施し、合併特例区解散後の平成23年以降は士別市事業として実施してきており、財源につきましては、19年度に創設されました北海道企業局ダム周辺植樹活動支援事業を活用し、19年度13万4,000円、その後は毎年20万円の補助を受けております。また、平成18年以降の開催に当たっては、森林の役割や大切さについて認識を深め、森林育成が環境に果たす役割と植樹の重要性について、

将来を担う子供たちにも身近に体験していただく機会を提供する場とし、朝日地区の小・中学校、朝日スポーツ少年団や朝日地区子供会育成連絡協議会にも御協力いただき、近年は植樹祭の後にハイキングを実施しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、私も議員の立場で、ところどころですけれども植樹祭、参加させていただいているところもございませけれども、ちょっと参加して思うんですけれども、非常にその年々によって植える木の大きい小さいもあるでしょうし、場所ですとか、植え方は基本的には変わらないのでしょうかけれども、非常に1年たつて見るとか2年たつて見ますと、非常に活着のそこそこいいところと、非常に悪いところが見られます。かなり枯れきってしまったりとか、いろんな理由があるのでしょうかけれども、特に近年、非常に活着率が低いのではないかなという、私の単純というか、見た目だけの感想なんですけれども、その辺のここ数年来の活着の状況というのはどのように把握をされていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 田上主査。

○経済建設課主査（田上泰成君） お答えいたします。

これまでの活着の状況についてであります。ここ3年間の状況について申し上げますと、23年度につきましてはヤチダモ、アオダモ、ミズナラを150本植樹し、活着率は90%、24年度につきましてはシラカバを135本植樹し、活着率は60%、そして25年度につきましてはアオダモを120本植樹し、活着率は87%となっております。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） この植樹祭の事業、概要という趣旨を見ますと、子供たちや地域住民の森林愛護意識の啓発を図るとともに、森林浴を兼ねたハイキングをあわせて開催し、生育林が環境に果たす役割と植樹の重要性を身近に体験できる機会を提供したとなっております。そういう植樹の重要性を市民とともに行うというんですけれども、これ24年で活着率60%という、4割が枯れちゃっているんですね。せっかく市民の皆さんに植えていただいた木が、翌年特に子供が自分の植えた木を見に行ったら枯れていたと。非常に残念なことになりますので、これ活着率、基本的にでこぼこしていますけれども、極力上げるような考え方をしていくべきだと思うんです。私も今年植えたところは、石だらけでスコップも刺さらないと、これ植えながら、多分来年は枯れているんじゃないかなと思いながら、正直言って植樹している部分もありましたので、ぜひ市民とともに行う植樹祭ですので、今北海道企業局から20万円来ていますけれども、あと単費で14万1,000円ですけれども、もう少し逆にきちっと活着するように、苗を大きめの苗、しっかりしたものを用意するですとか、いい土壌を持って来て、きちっと植樹の際にそれを使用するですとか、少し考えて、もっときちっと林として生きていくという木が一本一本育っていくということをもっと考えたほうがいいんじゃないかなと、私は率直に思いますけ

れども、今後そういった御検討をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 青木経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（青木伸裕君） お答えいたします。

今、井上委員が言われたとおり、平成24年度につきましては60%と、少し活着率が低い状況にございました。ここの24年度に植えた場所については、現在の白樺キャンプ場の管理棟周辺を植樹場所として選びまして、樹種につきましては、周りがシラカバ、白樺キャンプ場ということでもありまして、シラカバを植樹したところではありますが、ここの植樹したところがちょっと傾斜地で少し斜めになった場所でございます。その年、例年より降雪量が多く、通常の年より雪による影響がかなりあったものと考えているところであります。そこで60%という形になってしまいました。今、委員からのお話で、樹種の選定につきましても、平成19年度当初には植種を20種類ほど植えてございます。それ以降、20年度から21年度にかけては、活着状況を確認しながら、活着率の高かったアオダモ、ヤチダモ、ミズナラの3種目に絞った形で、22年、23年と植樹したところでございます。

あと、そういったことで苗の検討もしておりまして、あと昨年25年度には苗の購入に当たっては1メートルだったものを、今年、26年度につきましては少し大きめの1.5メートルの苗木に変更して、雪害等に対応した形で検討し、植樹したところでございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 私、実は子供の関係で、他の市町村で、学校なんですけれども、周年で桜の木の植樹ということに参加したことがありますけれども、非常に大きな穴を掘りまして、非常に良質の土をよそから持って来て、根元にきちっと盛り上げるような形で、植樹ってこうやってやるんだなと初めて思うような体験もございます。1年後に、その桜の木を見に行ったとき、100%活着しておりました。そういった、例えば土を持ってくるとか、穴を大きく掘るとか、いろいろなこと、当然経費はかかりますけれども、ぜひせっかく市民植樹祭ですので、いろんな部分でちょっともう少し、今樹木の選定もありましたけれども、場所も傾斜地に植えて、雪害でだめだったとおっしゃいましたけれども、それはある面、事前に予測できる範囲のことでもあるのかなと思いますので、その辺をぜひ検討しながら、市民植樹祭で植えられたものをきちっと、ほぼ100%近く育つような工夫を今後していただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

○副委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、木関係ですけれども、また分収造林事業費の分収造林事業というのにつきまして質問をさせていただきます。

これ分収林ってありまして、大きく分けると分収造林と分収育林と2つあるようでして、緑のオーナー制度で訴訟になって、報道を見聞きした方も多いかと思はすけれども、そちらは分収育林ということで、本市の場合は分収造林という形で行っておりますが、この本市の分収

造林事業につきまして、まず過去の経緯も含めまして、改めてこの事業の内容をお知らせいた
だきたいと思えます。

○副委員長（十河剛志君） 鶴岡畜産林務課主幹。

○畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） お答えします。

分収造林事業は、昭和36年、水源涵養保安林など水源地帯にある荒廃した森林を優良な森林
へと導くために、旧森林開発公団、現在は独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター
と山林所有者との間で、植栽から保育と事業費の負担及び伐採における収益割合の契約を取り
交わす、いわゆる分収契約を締結し、森林整備を進めていく制度であり、具体的には、森林農
地整備センターが事業実施に係る経費を全額負担し、山林所有者は、契約地の植栽や間伐など
の事業や管理を行い、伐採による収益は契約に基づく割合で、山林所有者の収入となります。

士別市有林では、昭和45年、温根別地区から始まり、現在では温根別、多寄地区を中心に9
件、374ヘクタールが契約地となっており、契約期間は樹種や追加植栽などにより、55年から
95年間となっております。また、周囲の伐採時における収益割合は、販売経費を除いた60%と
なっております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは結局市の市有林をきちっと管理する、その費用が森林農地整備セン
ターから来て、それを伐採して売ったときに収益は6割市のほうに入るとということ、端的に言
うとそういうことですね。

それで、当初予算1,251万何がしということだったんですけれども、決算書を見ますと半額、
やや半分ちょっと切る形の602万円ほどという形の決算で終わってしまいました。こういうほ
ぼ半額と決算上なってしまった、この要因についてお話ししたいと思えます。

○副委員長（十河剛志君） 鶴岡主幹。

○畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） お答えします。

平成25年度の分収造林事業として、下刈り10ヘクタール、間伐は温根別の北線地区と北温地
区の14ヘクタールと、附帯作業道作設750メートルを計画し、1,251万7,000円を予算計上いた
しましたが、平成25年5月の巡視において、武徳地区と北線地区で、平成24年12月の湿雪によ
る造林地の被害の発生を確認したことから、森林農地整備センターと協議した結果、被害木の
処理を優先するために間伐予定地を振りかえることといたしました。このため、被害地の調査
を実施したところ、北線地区の被害木処理予定地の現況が森林農地整備センターで作成してい
る施業基本図と異なっていることが判明したことから、森林農地整備センターにおいて検討し
た結果、現況と異なる箇所については計画書作成前に施業基本図及び森林簿の修正が必要なこ
とから、平成25年度は被害木の処理が可能な武徳地区のみを実施した結果、決算額602万4,000
円の執行となったところでございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） よくわからないんですけれども、その施業図が異なるという、今お話がありましたけれども、基本的に、いわゆる森林農地整備センターと市の持っている分収造林のエリアの確認の部分がずれていたと、そういったような中身なんですか。

○副委員長（十河剛志君） 鶴岡主幹。

○畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） 今御説明しました施業基本図と森林簿につきましては、森林農地整備センターで作成している現況図と、それに伴う森林の台帳のことです。その台帳と現況が実際の現況と異なっていたため、実施について見送ったという形になっております。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それは、どちらがいいか悪いかという問題ではないんですけれども、そういう違いが出るということが、本来は決していいことではないとは思いますが、そういう管理において本来の事業が一部できなかったということなので、その辺は今後ないように、ぜひ対処をしていただきたいと思います。

それで、結果的に今お聞きしますと、被害木含めたそちらのほうを優先してやったということで見直しをしたということですね。当初やる予定だった本来の武徳ですとか北線の間伐とか下刈りだとかいうのが予定どおりできなかったとか、一部かなり大幅に削られたということなのででしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 鶴岡主幹。

○畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） お答えします。

まず、先ほど御説明しましたように、雪害により発生した被害木の処理を優先するために、下刈り10ヘクタール分を除いた当初計画の間伐14ヘクタールと附帯する作業道750メートルを取りやめ、新たに被害木処理のために12.76ヘクタールの処理をいたしました。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 結果的に予定どおりできなかったということで、これ森林というのは全国的に管理が追いつかないですとか、間伐が進まないとか、森林荒廃とか、よく言われておりますけれども、こういったことによって、特に本市の分収造林に関して中長期的に、この造林地に対する管理の、こういう延ばしたことによって影響が今後出ないのかと、またこれ26年度、今年含めて以降ですけれども、今回おくれたこと、今施業図とか何とかの問題も解決されて、影響のない範囲で管理が今後行われていけるということでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 鶴岡主幹。

○畜産林務課主幹（鶴岡明浩君） お答えします。

平成25年度における被害木の処理は、緊急的に発生した事業ではありますが、今回、間伐を取りやめた箇所につきましては、間伐が必要な箇所であり、実施しなければ今後の育成に影響があると考えております。このため、27年度事業実施に向けて適切に計画的に実施できるよう森林農地整備センターへ事業の要望を行う予定でございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 第3項水産業費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第7款商工費の質疑に入ります。第1項商工費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 商工費の、中心市街地交流施設ぷらっとの管理費についてお伺いをしたいと思います。このぷらっとについては、中心商店街振興組合のほうに市から指定管理料ということをお願いをしています。1期3年間ということ、今24、25、26年を1期としてやっていただいておりますが、この中で指定管理料が1期3年間ありますが、毎年甲乙協議ということで、市と商店街振興組合さんと協議をして指定管理料が決められておりますが、なかなかこれを見ますと、24から25についてはそんなに差がないんですけども、25から26に行くときは約1割近い差があります。この毎年指定管理料を計算する、契約をするということ自体がどういう理由でなのかなということ、まずお聞きをしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 友田商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

中心市街地交流施設につきましては、平成24年度から26年度の3年間で基本協定を結んでいるところでございますが、松ヶ平委員のおっしゃるとおり、指定管理料につきましては毎年見直しをして、毎年単年ごとに協定を結び直しているところでございます。こちらの理由につきましては、この施設におきましては浴場施設、お風呂場という部分もございまして、管理費における灯油代、光熱水費の割合が高い施設ということでございますので、原油価格等の変動があった場合、かなり運営費のほうに変動額が出るということで、こちらの施設につきましては毎年毎年協定のほうを結び直している経過でございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ということは、水道光熱費、そこに係る部分の差額が生じるので、それを指定管理料に勘案をして毎年変えているということですね。

その積算の中で、一つ人件費の部分でお伺いをします。積算に当たって、ここ実はパートで施設管理と清掃という4人の人件費が指定管理料で積算されているんですけども、その単価が24年度は730円、25年度は750円、26年度は770円ということ、毎年アップをしてくれているんですが、この730円、750円という決められる根拠、それについてお伺いをしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） 積算単価につきましては、市が業務委託をする場合の積算単価ということで、松ヶ平委員のおっしゃるとおり、25年度につきましては750円ということで積算しております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ごめんなさい、今聞き逃したんですが、730円から750円に20円上げたときの根拠って、今おっしゃいましたか。その変えた根拠というのは何をもとにして、だから24年度から25年度は20円上げた。20円上げるのには何か根拠があって決められたと思うんですけども。

○副委員長（十河剛志君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

積算単価につきましては、毎年、先ほどもお話ししたとおり、平成24年度が730円、平成25年度が750円、平成26年度につきましては770円ということになっておりますが、市のほうで業務委託の積算をする場合、毎年単価のほうは設定しているところでございますが、こちらについては最低賃金等の上昇を見ながら、毎年毎年見直しをしている部分でございまして、それにあわせて今回においては平成24年度から25年度にかけましては20円の上昇、同じく25年度から26年度についても20円の上昇になったところでございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） それで、僕はその最賃でいいのかなと思うんですけども、例えば市が、例えば庁舎管理や何かでも、ほかの外郭の施設でも清掃なんか頼むときの単価は、26年度新しくなりましたけれども780円という単価になっていきますので、そちらにすれば780円、ただ指定管理料のほうは26年度770円なので、そこで差があっていいのかなという部分もありますし、もう一つ言わせていただければ、同じ指定管理料で、ぷらっとは25年度は750円、きのう私も質問させていただいた和が舎では、一番短い人は750円なんですけれども、清掃の部分で限っていけば900円、浴場に限っては950円ということで、同じような職種でありながら、同じ士別市が指定管理料を払いながらも、なぜ1時間で200円も差が出るのかなというところで、これは経済部にお聞きしてもあれなんで、決算ですので、ただ指定管理料の算出根拠をやっぴり統一していく必要があるのではないかというふうに思います。それぞれの担当部署が積算をして指定管理料を決めているのでしょうけれども、ひとつ庁内の、横断的に見ていく必要があるのではないかというふうに思いますし、ただ地域性があるって、やっぱり朝日は人材の確保が難しいから単価を上げているんだということもあるかもしれませんが、ただ私は和が舎が高いとは言いません。僕はぷらっとがやっぱり安いんだろうというふうに思っていますので、ぜひ一部では指定管理料が950円で積算をしているという実態も踏まえれば、もう少しぷらっとなんかのパートの従業員なんかも上げてほしいというふうに思いますが、これは意見だけで終えておきたいと思います。

もう一つ、今、ぷらっとのほうでは健康センターの建設が予定されています。私も何回も風呂に入浴させていただいているんですけども、あの今のぷらっとの浴場といいますか、お風呂そのものには、足を伸ばして入ったら5人が限界なんだというふうに思っています。あそこ

に健康センターが建設をされて、高齢者の方たちが入浴するときに、狭くないかという意見を私は市民からお聞きするので、今担当している商工労働観光課のほうで、あのぷらっとの最大入浴者数といたしますか、何人ぐらいまで可能なのか、そこをお聞きをしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

ぷらっとの最大の入浴数なんですけれども、設計上は貯湯槽の容量で計算ができて、貯湯槽の大きき的には2,000リッターという容量になりまして、2,000リッターの容量でいきますと、1時間当たり30人分のお湯をためられるということになっておりますので、お湯の量からいきますとそういう設定になります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 今のぷらっとでいけば、健康センターの話をしたら決算ではないのではないかとされますけれども、更衣室も極めて狭い状況でありますので、健康センターの建設に当たっては、更衣室なんかも含めて検討いただければということをお願いして、このぷらっとに対する質問は終わらせていただきます。

○副委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 次が、商店街共同駐車場確保事業についてお伺いいたします。決算額には12万円と出ているんですけれども、この共同駐車場確保事業の目的、内容、計画と実績含めてお聞かせいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

商店街共同駐車場確保事業につきましては、車社会の進展に伴い、商店街により近距離に駐車可能な利便性の高い駐車場整備が求められていることから、各街区、もしくは地区単位に一定の駐車場を整備することにより、市民へのサービス強化と中心市街地の集客拡大を図ることを目的に、士別市中心商店街振興組合が、各店舗が既に専用駐車場として管理・活用している場所の一部を借用する形で、市民誰もが買い物に利用できる共同駐車場として確保を実施している事業でございます。補助率につきましては、3分の2となっております。25年度の決算では18万円の事業費に対しまして12万円の助成金を支出しているところでございます。

この事業につきましては平成14年度からスタートしておりまして、平成14年度当時は7カ所、14台の共同駐車場確保という形でスタートしておりますが、現在、平成25年度の段階におきましては3カ所、6台分という形まで減少しているところでございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 14年のときには7カ所、14台、今は3カ所、6台分ということで、約半分以下になっちゃっているんですけれども、これが減ってきたという理由というのは、事業主

体は商店街振興組合さんなんですけれども、行政としてこの台数が半分以下になったという理由はどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、平成14年度から7カ所、14台の共同駐車場確保からスタートしたところでございますが、その後、もともとの駐車場の持ち主が廃業したり、もしくは専用駐車場として管理・活用していた店舗が、その駐車場としての営業を取りやめるといった動きがありまして、その場所を引き続き商店街振興組合のほうが単独で共同駐車場として確保・管理することが難しくなりました。その都度その話が出てきたときに、振興組合のほうでは適宜協議検討はしてきたんですけれども、最終的に減少という、取りやめるといった流れの中で、結果的に25年度は3カ所、6台まで減少したという経過でございます。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 管理するのも確かに、冬期間なんか除雪含めて大変だと思うんですけれども、この事業が始まったのは、最初の目的でおっしゃったとおり、中心商店街の、要は個店の販売促進にもつながり、気軽にお買い物ができるようにということで、それで行政から補助金を出して駐車場の確保と。当時、国道は駐車禁止になっていますから、その駐車禁止になっている現状で言えば、今も同じだと思うんです。確かに中心商店街振興組合さんみずからは管理も含めて大変だということで減ってはきているんですけれども、ひとつ行政としても、このもともとやっぱり声としてありました、市民の側でも大通りの商店街で買い物したいんだけど、車がとめられないからなかなか買えないんだという部分もあったので、その要望にも応えるためにも、これは市が駐車場を、補助金を出して確保してきたということになっていると思うんですけれども、今その駐車禁止ということは現状では変わらないと。大通りに駐車場が増えたのかなということがあればまだいいんですけれども、そういった現状もなかなか見られない中で、行政はどうやって、従来続けてきた駐車場の確保という観点でいけば、それもだんだん後ろ向きな考えだと思えるんですけども、新たな方策を含めて行政のほうでは考えがいいのか、お聞きしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 井出商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（井出俊博君） お答えいたします。

今、松ヶ平委員がおっしゃるとおり、現在ある駐車場の確保につきましては、当初14カ所から今の6台、3カ所に減ってきているのが現状でございます。今、中心行的に行われているのは中心商店街振興組合ではございますが、この分につきましては、今ある3カ所でいいのかどうかといった問題もありますし、言われましたとおり、国道40号線沿いにどれだけ駐車場がそれでは必要なのかといったような課題もあります。これらも含めて、今後中心商店街の皆さん、振興組合の皆さん等々と意見交換をしながら、また市民のニーズも含めて、どういったニーズ

があるのかといったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） この駐車場に補助するようになってからもう10年以上たちまして、この10年間でも、大通り商店街ではお店を閉められてやめられた、更には士別を離れて、建物を壊されて更地になった。そこがまた売り物件という看板が多く立っているという現状を見ると、僕はどうしてもこの大通りの商店街というのは、士別の表の顔だというふうに思っています。そういう空地が多くなった、商店街のシャッターを閉めているところが多くなったということになれば、これ何らかの形として、見た目もそうなんですけれども、行政等もしっかり支援をしていかなければいけないというふうに思っていますし、先ほど言いましたぷらっとについても、中心商店街振興組合の役員の皆さんたち、本当に一生懸命やっただいておりますので、ぜひそれらの分もお返しをするという意味ではありませんが、ぜひ行政のほうでも積極的に商店街振興組合のほうにも支援をいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○副委員長（十河剛志君） ほかに御発言ございませんか。井上委員。

○委員（井上久嗣君） 商工費の日向保養センター管理運営事業について質問をさせていただきます。

25年度の終わりがけというか、年で言うと今年の2月ですけれども、指定管理料320万円の補正が出てまいりました。そのときは市側のいろいろな説明の中では、特に思った以上に灯油使用料が多いというのが一番大きな要因で、灯油が設計上、計画上5万6,400リットルという見込みでしたが、2月時点の、これは見込みですけれども、そのときの説明によりますと10万2,000リットルと、計画の約倍ほどの灯油がかかるということで、その分が赤字になるということいろいろと説明がございました。議会側としても大きな赤字を放っておくわけにはいきませんので、皆さんいろいろ思いはあったでしょうが、議会も補正を可決したということではありますが、改めて決算が出てきましたので、詳しくこの25年度の赤字の要因をもう一度御説明いただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 高木畜産林務課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） お答えいたします。

まず、日向保養センターについては、指定管理により、平成25年1月から来年、27年度の3月までJA北ひびきが運営するというところでございまして、お話の平成25年度は、指定管理者であるJA北ひびきから提出のあった運営管理に係る収支予算書において収支の均衡が図られるということから、指定管理料を要さない年度契約を締結しているというところでございます。しかしながら、先ほどのお話の浴室や暖房などのボイラーの年間使用料、お話しのとおり当初市から示したものについては5万6,400リッターに対しまして、約1年間稼働した時点では、計画を上回る10万2,000リットルが必要になったということから、その市から目安として示した使用料を超える7割分4万5,600リットルの7割、320万円を指定管理料として市が支出した

ものでございます。そこで、市が目安として示した使用料、年間5万6,400リットルの積算についてでございます。これにつきましては、平成24年2月に日向保養センターの実施設計を委託した設計事務所が、施設構造が類似する中心市街地交流施設ぷらっとの実績データを参考に、運転時間等を想定し、積算したものでございます。しかしながら、ぷらっとでは浴槽からあふれ出したお湯は濾過して再利用できるわけでありましたが、日向ではこの再利用ができなくなったことや、浴槽内の浮遊物、お客様からはアカではないかと言われたものですから、その後の検査では、これは温泉成分の気泡ということで判明したんですが、この浮遊物を流すためにお湯を浴槽に多く流したということ、更には利用者からの休憩室が寒いという苦情が寄せられましたので、床暖房の設定温度を上げたことなどから、当初市が示した年間灯油使用見込み量を大きく上回るものとなったものと考えております。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、ぷらっとと比較して、その設計事務所がまずは最初の積算をしてくれたんだと思いますけれども、もうその時点ではぷらっとまでは循環型のボイラーだったんでしょうけれども、日向保養センターにおきましては、循環型が法律の改正によって利用できないということで、いわゆる新しいお湯をどんどんあふれさせる方式でボイラーは確定していたんですよ。

○副委員長（十河剛志君） 高木課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） その時点では、法律の改正により、日向については循環ができないということになっていたということでございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうですか。私はもう、正直言ってこれは積算の大きなミスとしか思えないので、これをどうしていくかという問題になるんでしょうけれども、今年、新年度、これは決算ですけれども、26年、今進んでおりますけれども、当然運営会社のほうにもいろいろな努力をお願いはしていると思うんですけれども、これだけ大きな灯油の見込み額が倍ほど違うというと、非常に埋めるといっても簡単な問題でもないと思いますが、その辺を含めた現時点でのいろいろな改善点ですとか、また売り上げですとか、入り込み利用者数の状況は、今のところ大体わかる範囲でいいのでお答えいただきたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 高木課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） 本年度の改善点ということですが、まず浴室や暖房用としてのボイラーの灯油使用についてでございます。25年度は保養センターを管理運営するのが初年度ということで、ボイラーを自動設定で運転しておりました。しかし、灯油使用量が計画より多いということがわかりましたので、昨年11月から、手間はかかるんですが手動に切りかえまして、再燃焼を繰り返す方式に変更して、本年4月から10月末までの灯油使用量については、前年同時期と比較すると約26%、更に年間では約13%程度の節減になるのではないかと見

込んでおります。更に改善点としては、経費の関係につきましても本年4月より調理人2人体制を1名に減員することでの人件費の削減や、JA北ひびきのホームページのバナー広告及び新聞記事の活用などの広告宣伝費についても節減しております。

次に、施設の利用関係でございますが、本年4月から9月までは、入浴については2万315人、宴会は1,261人、レストランは4,572人の合計2万6,148人が利用しております。開業初年度の25年度同時期と比較すると、レストランや宴会などで約4,000人以上の利用者が現状では減っておりますことから、売り上げについても25年度同時期と比較しますと、約19%減の1,629万8,000円となっております。特に客単価の高い宴会利用については、リニューアルオープン効果が薄れてきたことに加えまして、各種団体の利用回数及び1回当たりの利用人数、更には客単価が減少したことが主な要因と考えております。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、初年度、当たり前ながらどういう施設も来客数、入込数というのは多いんですけども、2年、3年とたつと、当然2年、3年とリニューアル効果が薄れて、当然入込数も減ってくるので、売り上げも若干減ってもいたしかたないのかなと思うんですが、ちょっと思った以上に減っているのが気になりますが、それで、当然先ほど言ったように、灯油が13%ぐらい減らせる予定だということはあったとしても、今の売り上げ、入込数を考えると、今年もそれなりの指定管理料を補正せざるを得ないということになるかと私は思います。その場合、まず指定管理料を補正する場合、昨年、25年度は、灯油使用料の超えた分が7割という計算でされておりましたが、今年、まず間違いなく指定管理料発生すると思うんですけども、その場合も同じような積算というか、根拠によって指定管理料を算出する予定なのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 高木課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） 先ほどお話ししたとおり、灯油使用量についてはボイラーの稼働調整により、25年度よりは少なくなっているという状況でございますが、市が目安として示した使用量よりは多くなる見込みであるということでございます。更に、灯油に加えまして電気料も昨年9月には約8%、本年11月には約11%値上げをしております、この電気料の値上げ分も経営に大きく影響しております。このことから、指定管理者と十分協議いたしまして、協議が整った段階で議会と相談させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これ、例えば25年度、7割灯油の分で積算をしたと、今回、26年度は違う方向でこれから指定管理者と相談をされるということですけども、それでは3割は、25年度においては会社が自主的対応をするということですけども、事実上赤字と、2月の御説明では二百四、五十万円の赤字になる見込みだということでありましたけれども、同じように、も

ちろん指定管理者の方には努力を最大限していただくお願いをするというのは、それは当たり前なんですけれども、そもそもこの指定管理を受けていただく大前提が、指定管理料は払わなくても十分経営できますよという前提で指定管理を受けていただいたことがあります。ただ、その積算がそもそも灯油だけ見ても倍違いました。それは市の施設ではありますけれども、指定管理者が何とかしてくださいということには、基本的に全部が全部はならないだろうと思います。一部だけ指定管理料で見えていくとなると、結果的にその指定管理者に赤字が、いわゆる未処分損失がどんどん累積していくということになっても、本当にそれでいいのかというもっと根本的な問題になるかと思います。そういったことを含めまして、26年度、どういう指定管理料をこれから積算するのか、これから協議されると言いましたけれども、それが全部持つのか、何割持つのかということになりますと、結果的に運営会社の累積の赤字が増えていくというふうに思うんですけれども、その辺の考え方とか影響はどうお考えでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 高木課長。

○畜産林務課長（高木守昭君） まず、委員お話しのとおり、25年度については7割ということで、3割が持つということで、営業管理費が大きくなったということから赤字が発生しているという状況でございます。こういうことから、平成26年度においては売り上げの向上を図るべく、利用者からの利用が多かったジンギスカンの再開とか、天塩川まつりへの出店、ビールパーティ等イベントの毎月開催、更には日向温泉サポート市民会議との連携など、日々、月々の営業を強化する中で、今経営の健全に向けて努力しているということございまして、これにつきましては、今度指定管理者側と指定管理料のあり方について協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、よくわかるような、わからないような御答弁でしたけれども、どちらにしても、僕はこの日向保養センターを設計する段階で、全員協議会で議会側にも説明がありました。そのときに、形だとか趣旨だとかは違いますけれども、例えばぷらっとには先ほどありましたけれども、指定管理料が入っております。和が舎、これは合宿を兼ねたものと連帯的にやっていますので、どれがどれということにはならないですけれども、非常に大きな指定管理料が入っていると。日向保養センター、これは指定管理料なしでできるんだという御説明でしたけれども、率直に指定管理料が最初からなしというのは無理じゃないのと思った部分も正直でございます。現実にはそういう状況になったということなんですけれども、今、既に指定管理者にある累積のいわゆる未処分損失というのは、そのままというのは失礼ですけども、それは今後何らかの自助努力も含めて解決する方法を考えると、今後運営に当たってもちろん企業努力していただく前提で、新たな赤字が累積しないようにきちっと指定管理を算出して、もう27年度におきましてはこういう補正は補正ではなく、きちっと当初予算でもう指定管理料を、何だかんだ言っても来年も再来年も出ることは間違いありませんので、きちっと努

力の上で最低限必要な指定管理料、運営していただいている指定管理者の努力を超えて赤字がどんどん累積していかないような方向性をきちっとするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君） お答えいたします。

日向保養センターにつきましては、平成25年1月の営業開始から約1年10カ月が経過しております。この間、指定管理のJAさんとは、四半期ごとに経営対策会議を行いながら、その間の入り込みですとか売り上げ、経費の状況についてそれぞれ確認をさせていただいております。しかしながら、収支の改善という部分についてはいまだなかなか厳しい状況が続いております。この間、市では先ほどお話しのとおり、灯油代の補正ということで25年度の補正、26年度においても同様な補正が電気代含めて必要かと思っております。施設側におきましても、例えば調理師2名体制を1名減員して1名にするなり、さまざまな経営努力はする中でも、なかなか収支の改善には結びついていない厳しい状況であります。

この指定管理者制度を、指定管理のあり方等については、この間議会の中でも一般質問等でさまざまな御意見をいただけてきたところでございます。しかしながら、指定管理を受け持たせていただくJA北ひびきさんから、申請段階で収支均衡が図れるといったことがありましたので、指定管理料を要さないということで来年の27年3月まではそういった考え方で対応してきたところでございます。27年からは新たな指定管理期間となりますので、今後の指定管理料のあり方については、当然JAさんも更なる経費の節減、あとは営業面においても更なる売り上げの向上ということを図った中で、その損益分岐点がどこにあるのかといったことについては、JAさんとこれから十分に協議した上で、25年、26年と2年続けて灯油代の補正もございますので、27年度については今後、先のことではございますが、このような状況が続けば、当然当初で措置していかなければならないことだと思っておりますので、引き続き指定管理者側と十分協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 次に、第8款土木費の質疑に入ります。第1項土木管理費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2項道路橋梁費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 道路橋梁費で、とりわけ市が発注するに当たっての積算時の経費の取り扱い方が、いわゆる国・道の補助事業と市の単独事業において積算時に差が生じております。そのことに限って御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本市における公共事業の積算設計において、補助事業と市の単独事業とでは積算時において、工事の種類によって差はあるものの、土別市公共建設工事等設計積算要綱が別に定められており、ここで工事経費率、現場管理費、一般管理費、更には諸経費構成率は補助事業の率により一律に下げられているか、もしくは皆無となっているものもありますので、そもそもこの要綱

が定められた根拠、経緯についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（十河剛志君） 五十嵐土木管理課主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 最初に要綱が定められた根拠についてお答えいたします。

本市の公共事業の設計積算は、北海道建設部監修の土木工事積算要領を準拠しております。また、北海道建設部で定められている諸経費は、道内に本支店を有している業者が北海道全域の受注を考え作成しているところがございます。ところが、本市の単独事業においては、ほとんどが市内業者が受注しており、現場事務所や労働者宿舍の設置撤去に要する費用と、あと労働者の輸送に要する費用、いわゆる営繕費や工事期間が短いことによるイメージアップ経費や現場の事務用品費、それと通信交通費などなじまない項目もあります。また、完了時での提出書類の簡素化を図る目的も含めて、この要綱を作成したところがございます。このことにより、受注機会の拡大や発注の促進による経済効果を図ったところでもあります。

次に、経緯についてであります。旧士別市において平成5年度より単独事業の土木工事のみ経費率の低減を実施してきたところがございます。また、平成15年4月以降の発注から、建築工事、水道工事も含めた全工種の単独工事においても経費の低減を試行的に実施し、そして地元業界にも一定の理解が得られたということで、平成16年に要綱を制定し、現在に至っているところでもあります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） これは補助事業と違って市の単独事業の、市独自の経費率ということなんですけれども、すみません、これ私伝えていなかったんですけれども、これ北海道内の市でこのように同じように市の単独事業においてこういう独自の経費率って使っているところ、もしわかっていれば何市ぐらいあるか教えていただきたいのですが。

○副委員長（十河剛志君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 平成24年度で全道公共工事審査検討対象者会議において、今から2年前なんですけれども、全道35市のうち10市が単独事業に限り諸経費率の調整を行っているところがございます。士別市、北見市、夕張市、三笠市、滝川市、北斗市、帯広市、砂川市、歌志内市、伊達市でございます。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 全道35市のうち10市ということで、独自の経費率を持っているというところは逆に少ないということでもありますけれども、またこの要綱の中で、例えば共通仮設費なんかによると、安全費、これは補助事業の場合には6.10%という比率なんですけれども、これが市の基準でいくと、その要綱でいくと、一般土木で3.10%、約半分になっているんですけれども、こういう安全費や何かが市の単独事業だからといって、最初これできた経緯もあるんですけれども、単純にこの3.10%に、半分以下にすること自体に関しては、例えば安全費だけに限って言えば、これ半分にして問題ないものなのですか。

○副委員長（十河剛志君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 今の質問についてですけれども、あくまでも共通仮設費の構成比の割合が6.1%の中で算定率ということで半減ということですが、基本的に単独事業については請負金額が1,000万円以下がほとんど。そして、比較的工事期間や延長も短いということでございます。その中で、経費の一定の諸経費率の中で、工事区域内の全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用とか、土曜、日曜など工事の休日における保安要員等の費用とか、それとか、あと夜間工事における照明の費用とかが含まれております、一定の率の中で。それなどについては、単独工事の中ではまだ、この項目についてはなじまないということで、こういうふうにならざるを得ないということですが、なりましたところでございます。

だからといって、安全対策に必要な項目は設計積算に反映していますし、そして交通誘導警備員や、あと機械の誘導員は別途積み上げ積算をしているところでございます。今、委員が言いましたように、やっぱり安全対策をおろそかにすることによって、極めて怖いのが労働災害でございますので、今後とも安全対策に必要な項目は必ず反映する、指示するというので、発注者及び受注者ともども、絶対労働災害をなくすということを確認したいと思っております。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） そういうことで、事故が起こらないように対策は必要だと思いますし、そもそも、例えば今年もありました、大型事業でいけば、学田の環境センターの建設なんかは、もう市の積算なんかに頼っていても、4億8,000万円ぐらい増額しないとやれないといった、そういう現状が今の建設の現場ではあるというふうに私も認識をしています。そういった中で、もちろん必要のない仕事であれば、経費は下げていてもいいんですけども、大型事業、国営事業、道営事業、そして市の単独事業となると、事業費は小さいながらも、やっぱり資材なんかは同じだけかかるというふうに思っています、単価は。ましてや、大型事業より小さい事業のほうが、資材を仕入れるのでも割高になるのではないかなというところへもってきて、そこへ経費率というのが一律に下げる、この表自体が僕はどうなのかなというふうに思うんですけども、今の話を聞くと、必要なものは積算で見ていくということなんですけれども、そういった今大変厳しい建設業の事業所の関係でいくと、大変厳しい経営状況になっていることから、この制度の見直し、先ほど言いました、35の中に今10市しかやっていないということであれば、この制度そのものが今の時代にも果たして沿うものなのかというふうに疑問も思うところでありますけれども、この制度の見直し等々についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○副委員長（十河剛志君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） お答えをいたします。

ただいまの松ヶ平委員の御質問の中で、例えば資材の高騰ですとか、なかなか技術者が不足していてといった、建設業界は非常にづらい一面がございます。しかしながら、まず1点目、補助事業であっても、単独事業であっても、この資材単価ですとか労務費の単価につきましては、北海道の歩掛かりに基づいて同じ単価を設定しているところでございます。ですから、資

材高騰によって請負業者の方に無理なことを強いているという実態はございません。

それと、この単独工事の経費率、35市中10市ということで実態はありますけれども、これの見直しという御指摘がございました。これは、先ほど来答弁しているとおり、必要な経費を削減しているわけではございません。実態と合わない経費は、これは貴重な財源を投入しての工事の発注でございますから、実態と合わない経費は参入をしていないということでございます。そして、これは工事の発注に限らず委託事業も含めて、やはり公共事業のあり方といいますかガイドライン、これにつきましても公共調達の指針、この制定を来年4月の施行を目指して現在取り組んでいるところでありますけれども、やはりこういう工事の発注ですとか、委託事業の発注の中で、発注者側として非常に大事なものは、やはり的確な積算に基づく透明性の高い入札であったり、契約の制度、そして地元企業の受注機会の拡大、それが経済の活性化につながることで、そして適正な労働環境を確立すること、これが一番の基本の目標かと思っております。こうしたことを意識をしながら、常に意識をして実施をしてきたところであります。

そして、この制度の見直しに当たっては、これは見直しを前提としてではございませんが、実はこの春から建設水道部内の技術スタッフの中で、これは土木工事、建築工事、上下水道工事、各スタッフが、1つには、平成16年に要綱を制定してから10年が経過したこと、そしてもう一つは、当時主要幹線の道路とか、主要幹線の下水道にあつては、補助事業で実施をしましょうと。そこからの支線については単独事業で実施をしましょうということで、整備の進捗を図ってきた実態でありますけれども、ここに来て時代背景が変わりますと、やはり新設よりも維持管理の時代に今入ってきたと。そうした中では、1つの工事の中で、場所が点在をしたり、例えば縁石の工事であったりすると、少し離れたところにまた故障があつて修理をする、また住居をずらして修理をすると、こういうような実態にもなっているのが実態であります。こうしたことに加えて、この燃料費の高騰がずっと続いている中で、重機の運搬費ですね、これは輸送業界、今年度に入りましてから料金の大きな改定がありました。それで、これは要綱を制定した当時と今の実態がきちっと合致をしているのかどうかということで、検証作業を進めてまいりました。そして、この平成16年に要綱を制定したときにも、地元の関係業界の皆さんと相談をして、意見交換をして、両者納得をしてこの制度を続けてきたところであります。ですから、このたびの私どもの部内スタッフの検証の結果と実態とがどうなのかということ、再度関係業界の皆さんと意見交換をして、そして実態として大きな相違点があるといった場合については、見直しも視野に引き続いて検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 部長の答弁で結構なんですけれども、公共事業の単価も、例えば人件費なんかも、国が調査をして実際に市町村まで下りてくるには3カ月間のタイムラグというのがあります。公共工事で今部長がおっしゃったように、今修理のほうが多くなっているんで、例えば私も聞いたのは、重機を移動するのに、その経費ひとつも見えていないじゃないかという部

分もありましたので、今部長おっしゃっていただいたので、ぜひ現場現場の、検定が終わった後も実際に聞き取りをして、業者に負担がかからないような部分の中でぜひ検討をお願いしたいというふうに思ひまして、私の質問を終わります。

○副委員長（十河剛志君） 第3項河川費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第4項都市計画費について御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） 街路事業費の街路整備事業について質問させていただきたいと思います。

都市計画道路の西広通の改良事業ということで、これ平成22年から28年の事業年度の中で進めております。この25年度当初予算、1億4,000万円ということになっておりますが、結果的に7,200万円ほどの決算になっております。また、今年の第1回定例会に、街路整備交付金事業として3,320万円を繰り越しております。結果的に大きく減額されたというか、工事の進捗が大きくおくれたということかと思いますが、そちらの要因について御説明を願いたいと思ひます。

○副委員長（十河剛志君） 鈴木土木管理課主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えします。

平成25年度街路事業西広通が当初予算1億4,000万円より減額となった要因につきましては、2点ほどございます。まず1点目として、国の予算が震災復興予算等に重点を置かれたことから、内示額が4,708万円減の9,292万円となりました。2点目といたしまして、工事の用地補償を先行させ、対象となる地権者と鋭意交渉を行ってまいりましたが、残念ながら一部年度内の契約には至らず、次年度への継続交渉としたことから、平成25年度予算を執行するに当たり、当該路線はパークゴルフ場へ通ずる道路でもあること、市街地の外環状を担っていること、また、昨今の国からの予算配分が縮小していることを踏まえ、平成28年度に事業完了を目指していることから、事業促進を図ることを目的とし、3,320万円を用地補償費から工事費に予算を振りかえるとともに、平成26年度予算へ繰り越しを行う手法をとらせていただきました。よって、当初予算から国費減額分4,708万円及び繰り越し分3,320万円を平成25年度予算から減額したことにより、西広通街路事業費は5,971万円となりました。このほかに、同目内の単独事業費1,241万4,000円を合わせて7,212万4,000円の決算となりました。

以上でございます。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 国から予算が減らされたという減額の要因、それともう一つは、用地買収が思ったとおりにいかなかったということで工事が進まないということでおくれたのかと思ひますが、今、新年度、26年度になっておりますけれども、そちらの用地買収のめどは立ったのでしょうか。

○副委員長（十河剛志君） 畑山土木管理課主査。

○土木管理課主査（畑山 司君） お答えいたします。

平成25年度に難航しておりました用地交渉におきましては、今年度当初より精力的に交渉を

行ってきたことから、10月に合意を得て、既に契約を終了したところでございます。また、今年度につきましては、今後2件ほど用地補償の契約を予定しておりますが、現在交渉を進めており、一定程度のめどがつくような状況であります。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 先月合意ができたということで、ぎりぎりこの決算には間に合ったような感じですが、26年度以降、今年以降、去年工事がおくれた分がございまして、この事業は28年度までの事業と当初から計画されておりますので、工事がおくれた、国の予算も減ったとも先ほど御説明がありましたけれども、今後この計画年度内の改良事業のスケジュールを進めていく上で影響がないのか、きちっと年度内に予定どおり終わる予定なのか、その辺をお知らせいただきたいと思っております。

○副委員長（十河剛志君） 半沢建設水道部次長。

○建設水道部次長（半沢 勝君） お答えいたします。

26年度以降の事業の影響はということでございますけれども、用地補償の一部おくれがございましたけれども、今年度において無事合意を得ていただけたということで、その解消もなりましたことから、事業の影響はないものと考えております。また、今後国の予算の配分、先ほども御説明しましたが、防災関連、震災復興予算等々への重点配分ということで、多少の影響は今出てはございますけれども、今後、28年度に完了に向けては、本市の西広通の街路は外環状路線としての重要な路線、また地域の活性化も含めまして重要な路線であるということを十分に強調しながら、今後の28年度完了に向けて予算要望も行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（十河剛志君） 第5項住宅費については通告がありませんでしたので、次に移ります。第9款消防費については通告がありませんでした。

○副委員長（十河剛志君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時28分閉議）